



2014

ディスクロージャー誌

SHIMANE CHUO SHINKIN

※「金融円滑化に向けた取組み」の状況を併せて掲載しております。



心 ふれあい 親・近・感
島根中央信用金庫

出雲市今市町252-1
TEL (0853)20-1000 FAX (0853)22-8873
<http://www.shinkin.co.jp/shimachu/>

心 ふれあい 親・近・感
島根中央信用金庫

島根県観光キャラクター
「しまねっこ」
島観連許諾第1746号

CONTENTS

ごあいさつ 1

経営理念・沿革 2

地域貢献 3

平成25年度の業績 4

内部管理態勢の整備 7

- ・経営管理(ガバナンス)態勢
- ・内部統制基本方針の概要
- ・リスク管理態勢
- ・コンプライアンス態勢
- ・お客さま保護に向けた取組み

金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)への対応 .. 11

反社会的勢力に対する基本方針 11

トピックス 12

社会貢献活動 13

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 .. 14

金融円滑化に向けた取組み 15

役員・組織 19

総代会 20

主な手数料一覧表 22

店舗一覧表 23

金庫の主要な事業の内容 24

資料編 28

開示項目一覧索引 53



出雲大社前の神門通り

当金庫の概要

(平成26年3月現在)

創 立	昭和23年9月18日
本 店	出雲市今市町252番地1
店 舗 数	26店舗
出 資 金	19億4千万円
預金・積金	1,677億円
貸 出 金	1,075億円
会 員 数	30,877名
常勤役員数	264名



宍道湖



荒神谷遺跡



トキ(出雲市トキ分散飼育センター)

ごあいさつ



皆様方には、平素より「島根中央信用金庫」をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。本年も、当金庫の活動と経営内容をより深くご理解いただくために、平成25年度のディスクロージャー誌を作成いたしましたのでご高覧いただきますようお願い申し上げます。

平成25年度の日本経済は、安倍内閣の経済政策「アベノミクス」の3本の矢、すなわち、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資喚起の成長戦略」の展開に関心が及ぶなか、特に4月の日銀金融政策決定会合で打ち出された「量的・質的金融緩和」はデフレ経済からの脱却に向けて政策当局の固い決意を示したものと内外金融市場関係者に受け止められ、円安・株高の進行と相まって大企業を中心に企業業績の回復、景況感の好転に弾みをつけることとなりました。この結果、平成25年の経済成長率は各四半期の年率でいずれもプラス成長を記録し、企業や消費者マインドはこれまでにない明るさを取り戻しています。

また、金融界においては、平成25年3月末の中小企業金融円滑化法終了に伴う円滑な資金調達への支援、デフレ脱却と経済再興を後押しする創業・ベンチャー支援の加速化など、企業再生と新規・成長企業への融資促進に対する政府の施策が展開されました。

一方、当地においては、出雲大社の「平成の大遷宮」の効果から、日本銀行の試算によれば観光需要増による県内への経済波及効果は344億円に達するとの結果が公表されています。こうしたことを受けて、当金庫を取り巻く平成25年度の地域経済は概ね堅調に推移することとなりましたが、先行きについては、①消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動、②建設業における人手不足や資材価格上昇に対する懸念、③観光関連業における遷宮効果の剥落懸念などがあり、これまでどおり景気が回復傾向を辿るかどうかは海外経済の回復や国内設備投資需要、所得環境の改善に負うところが大きいものと思われまます。

このような状況の中、平成25年度の当金庫の業績は、資金調達のほぼ全額を占めます預金積金は、定期性預金は運用利回りが相対的に高い金融商品へのシフト並びに相続や消費による取崩し等により減少となりましたが、流動性預金は個人・法人預金ともに順調に推移し、期末残高では167,772百万円となり、前期末に比して232百万円の増加となりました。

一方、資金運用の主体であります貸出金は、中長期資金に対応する証書貸付金は増加となりましたが、生産活動の低迷を反映して運転資金の需要が少なかったことや財務改善を目的とした借入金圧縮等により、期末残高では107,570百万円となり、前期末に比して997百万円の減少となりました。

損益状況につきましては、収益面では貸出金利息が利回の低下を主因に2,660百万円と前期に比して140百万円の減少となったほか、余資運用としての預け金利息が同4百万円減少、有価証券利息配当金が同9百万円増加となりました。加えて、有価証券関係益は303百万円と同205百万円増加、貸倒引当金戻入益252百万円の計上などもあって、経常収益は同340百万円増収の4,176百万円となりました。

一方、費用面につきましては、預金利息が利回の低下により前期に比して14百万円減少の134百万円となりました。さらに、経費が人件費を中心に同101百万円の減少となりましたが、貸出金等の償却及び引当金の合計が同525百万円増加したことなど負担増加要因があり、経常費用は同483百万円増加して3,877百万円となりました。

この結果、経常利益は前期に比して143百万円減益の299百万円となり、当期純利益は同96百万円減益の161百万円となりました。

平成26年度も当金庫を取り巻く環境は依然厳しいものと予想されますが、経営理念であります相互扶助の実践、地域社会との共生、環境問題をはじめとする社会貢献活動の積極的な推進等、信用金庫としての社会的責任と公共的使命を果たしていくことが肝要であり、特に中小企業者の資金繰り支援やコンサルティング機能の充実、新産業分野への進出支援など課題解決型金融を実践してまいります。

今後とも「心 ふれあい 親・近・感」をキャッチフレーズに、地域経済の繁栄と信頼の輪を広げるよう全役職員が一致団結し、誠心誠意努力いたしますので、引き続き一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年7月

島根中央信用金庫

理事長 好章

経営理念



私たちは、次の3つを経営理念とし、信用金庫の社会的責任と公共的使命の達成に向けて、役職員の総力を結集してまいります。

- 1. 地域社会の発展に貢献し、ともに成長する信用金庫を目指します。
- 1. 健全経営を堅持し、信頼される信用金庫を目指します。
- 1. 職員の生活向上を図り、躍動感あふれる信用金庫を目指します。

沿革

- 昭和23年 9月 川本商工業協同組合として設立
- 昭和23年 12月 大田商工業協同組合として設立
- 昭和24年 6月 出雲市商工業協同組合として設立
- 昭和25年 2月 川本信用組合、大田信用組合に改組
- 昭和25年 3月 出雲市信用組合に改組
- 昭和27年 5月 大田信用金庫に改組
- 昭和28年 5月 川本信用金庫に改組
- 昭和44年 8月 川本信用金庫と都野津信用組合が合併し、島根中央信用金庫に改称
- 昭和49年 4月 島根中央信用金庫と大田信用金庫が合併し、島根中央信用金庫を設立
- 昭和59年 10月 出雲市信用組合を出雲信用組合に改称
- 平成 6年 9月 出雲信用組合と大社信用組合、平田信用組合が合併
- 平成18年 11月 島根中央信用金庫と出雲信用組合が合併し、新生島根中央信用金庫としてスタート



島根中央信用金庫本店



仁摩サンドミュージアム

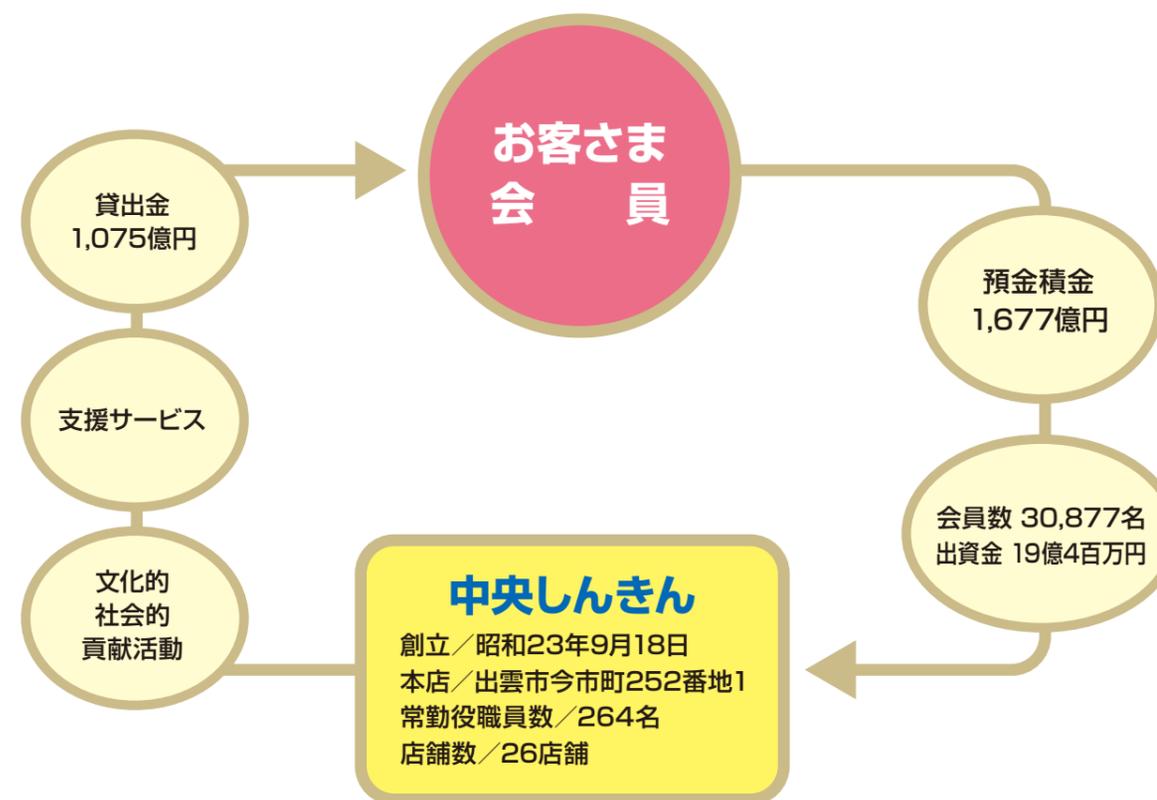


大森の街並み

中央しんきんと地域とのつながり 平成26年3月末現在

当金庫は、地域の事業者や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の金融機関です。

お客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)をもとに、地域で資金を必要とされるお客さまにご融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業や住民の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



ご預金について	当金庫は、お客さまの財産形成のお手伝いをするため、目的に応じた各種預金を取り揃えております。また、時代に即した新商品の開発、サービスの提供に向けて努力しております。
ご融資について	当金庫は、地域のお客さまの様々な資金ニーズにお応えするため事業性融資をはじめ、個人向け各種ローンをご用意し、地元の事業者の更なる発展・育成、及び生活向上のために、円滑な資金提供を心掛けております。
資金運用について (貸出金を除く)	お客さまからお預かりした預金の一部は、有価証券などで運用しております。運用にあたっては、公共性・安全性及び収益性に留意し、公社債を中心に運用しております。
中小企業の経営支援に関する取組みについて	地域の中小企業、個人事業者のお客さまからの経営に関するご相談や創業・新分野への活動を支援するため、審査部支援課を中心に取組みを強化しております。また、業務推進部を中心に取引先の販路拡大のためにビジネスマッチングに取り組んでおります。(詳しくは、P14をご参照下さい。)
文化的・社会的貢献活動	地域のための協同組織金融機関として「地元を愛し、愛される信用金庫」をめざし、様々な活動に取り組んでおります。(詳しくは、P13をご参照下さい。)
今期決算について	今年度の決算は、貸出金利息の減少などにより資金利益が前期と比較して減少したものの、当期純利益で1億61百万円を確保いたしました。(詳しくは、P4～P6をご参照下さい。)

平成25年度の業績

※記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

事業の方針等

デフレからの脱却と経済の再生を目指すアベノミクスの推進により、大手企業を中心に景気の回復傾向が強まった平成25年度において、当金庫は以下の重点課題を設定して業務運営を行ってまいりました。

- i) 法令等遵守態勢及び顧客保護管理態勢の強化
- ii) 内部管理態勢の強化
- iii) 地域中小企業金融の円滑化と事業再生への支援強化及び外部機関との連携強化
- iv) 取引先企業の新分野への進出支援及び販路拡大支援(ビジネスマッチング)

預金積金・預り資産の状況

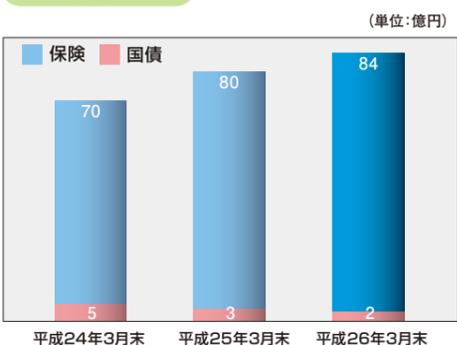
預金については、預金金利が低位で推移するなか、金利上乘せ定期預金「夏トク5」「とくとく5」、退職金専用定期預金、年金優遇定期預金の発売など、より多くのお客さまに親しみを感じていただけるよう地域に密着した営業活動を行いましたほか、年金口座の獲得や法人預金の滞留等により、期末残高は対前年比2億円増加し、1,677億円となりました。

預り資産については、お客さまの多様なニーズにお応えするため保険商品の品揃えの充実を図りました結果、期末残高は対前年比3億円増加し、86億円となりました。

預金積金の推移



預り資産の推移



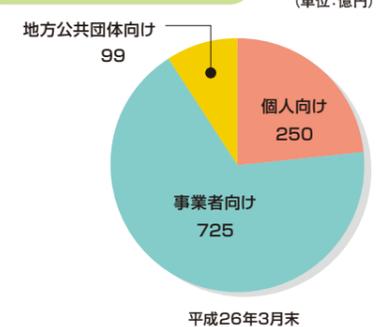
貸出金の状況

貸出金については、地元の中小企業の更なる発展・育成、及び生活向上のお役に立てるよう各種商品をご用意し円滑な資金供給に努めてまいりましたが、事業資金や個人消費者ローンの需要が低調に推移したことなどにより期末残高は対前年比9億円減少し、1,075億円となりました。

貸出金の推移



貸出金残高の内訳



決算損益の状況

経常収益は貸出金利息の減少を有価証券関係益などによりカバーし前期水準を3億40百万円上回る41億76百万円となり、経常費用は、預金利息や経費負担の軽減などの減少要因はありましたが、与信関連費用の負担増加が影響し、前期水準を4億83百万円上回る38億77百万円となりました。

この結果、経常利益は1億43百万円減益の2億99百万円となるとともに、当期純利益は96百万円減益の1億61百万円を計上することとなりました。

経常収益



経常利益



当期純利益



◆経常収益とは
資金運用収益(貸出金利息や有価証券利息配当金等)、役員取引等収益(受入為替手数料等)、その他業務収益(国債等債券売却益等)、その他経常収益(株式等売却益等)を合算したものです。

◆経常利益とは
経常収益から経常費用を引いたもので、毎期繰り返す事業活動の結果生じる利益(損失)を表すものです。

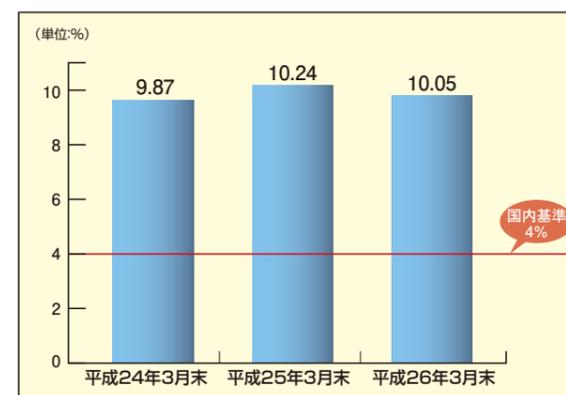
◆当期純利益とは
経常利益に、その年に特別に発生した利益と損失(特別利益、特別損失)及び法人税等を加減したものが最終的な利益である「当期純利益(損失)」になります。

自己資本比率の状況

当期純利益を1億61百万円計上し、内部留保の積み上げを図ったことから、自己資本額(分子)が76億26百万円となる一方、リスク資産等(分母)が758億62百万円となり、自己資本比率は前期末に比べ0.19ポイント低下して10.05%となりました。これは、国内基準である4%を大幅に上回る水準であり、当金庫の財務基盤はご安心いただけるものとなっています。

なお、平成26年3月期より新しい自己資本規制(バーゼルⅢ国内基準)に基づき、事業を継続する中で、損失を吸収できる質の高い資本のみで構成される資本(コア資本)を分子として計算しています。

自己資本比率の推移

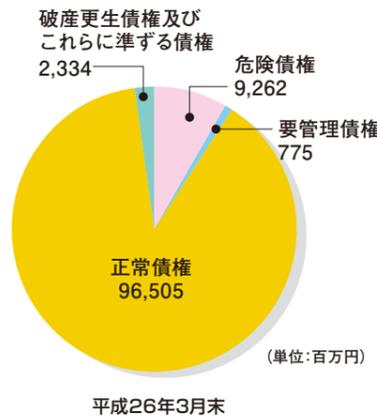


不良債権の状況

金融再生法による開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

平成26年3月末	開示残高 (A)	保 全 額 (B)		保全率 (B)/(A)	引当率 (D)/(A-C)
		担保・保証等による 回収見込額(C)	貸倒引当金(D)		
金融再生法上の不良債権	12,372	10,748	8,831	86.87	54.14
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,334	2,334	1,738	100.00	100.00
危険債権	9,262	8,049	6,836	86.90	50.00
要管理債権	775	364	256	47.02	20.81
正常債権	96,505				
合 計	108,878				



破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権(以下、破産更生債権等という)です。

要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権等、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。

事業の展望および当金庫が対処すべき課題

平成26年度の国内経済は、第1四半期に消費税引き上げの影響等から景気は一旦踊り場を迎えるものの、日本銀行による追加緩和策等によって為替の円安基調が継続し輸出の伸びが期待できることや政府による追加の経済対策が消費税引き上げの影響を相当程度相殺することから景気の腰折れは回避されるものと思われま。また、内需面では、老朽化した社会インフラや企業の生産設備への維持・更新需要が見込まれることに加え、好調な企業業績等から労働市場の改善が進み消費が底堅く推移すると想定されること、外需面では一部新興国において成長の鈍化が懸念されるものの、米国経済の回復が本格化することによって世界経済の成長率を高めると予想されることから、国内景気は大きく落ち込むことはなく、年後半に向けて再び回復基調に戻るものと思われま。

一方、金融機関の事業環境は緩やかな景気回復の継続により一定の資金需要が期待できるとはいえ、地方経済にあっては、高齢化や人口の減少、空洞化といった従来からの構造的な問題が足かせとなり、依然として停滞感が強く、資金需要の乏しい状況が継続するものと思われま。

このような状況のなか、当金庫は経営理念である相互扶助の実践、地域社会との共生、環境問題をはじめとする社会貢献活動の積極的な推進等、信用金庫としての社会的責任と公共的使命を果たしていくことが肝要であります。このため、平成26年度も中小企業再生支援はもとより、課題解決型金融や創業・開業、異業種参入、成長分野への支援に積極的に取り組んでまいります。



内部管理態勢の整備

内部管理態勢とは、金融機関のみならず、あらゆる事業者がその事業目的を適正に達成するために、その組織内において適用されるルールや業務プロセスを整備し適正に運用するシステムをいいます。

金融機関にとって内部管理態勢の整備は経営の根幹をなすものであり、また安全かつ健全な業務を行うための基盤となるものです。具体的には、コンプライアンスの徹底、リスク管理の高度化への対応、お客さま保護態勢の強化などに取り組むことにより、持続的成長を支える強固な経営基盤を整備・構築してまいります。

経営管理(ガバナンス)態勢

●理事会

理事会は、全理事および監事(非常勤含む)で構成し、当金庫の業務遂行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督しております。

理事会は、原則、月1回開催しております。

●常勤理事会

常勤理事会は、常勤理事の全員および監事で構成され、理事会の決議した方針に基づき、当金庫の業務推進に関わる基本方針および経営計画に関し、協議を行うとともに、金庫業務全般の管理・統括を行っております。

常勤理事会は、原則、週1回開催しております。また、必要に応じて臨時開催しております。

●監事会

監事会は、常勤監事1名および非常勤監事2名により構成され、監査方針、監査計画に基づき、理事の職務執行や内部統制の整備、運用状況などについて厳正な監視を行っております。

監事会は、原則、理事会当日に開催しております。また、必要に応じて臨時開催しております。

●内部監査

内部監査は、監査対象の被監査部門から独立した組織である監査部が、内部管理態勢の適切性、有効性を検証・評価し、問題点の発見・指摘にとどまらず、問題点の改善方法の提言を通じて経営目標の効果的な達成および適切なリスク管理に資することを目的として、営業店および本部の監査を実施しております。

●各種委員会

当金庫の各種委員会は、業務執行状況の把握、法令等遵守、各種リスク管理の的確な管理などを目的として、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、融資特別審議委員会、金利決定委員会等で構成されており、健全で透明性の高い企業風土の確立に努めております。

内部統制基本方針の概要

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号並びに同法施行規則第23条の規定に基づき、理事会で決議した以下の「内部統制基本方針」に則って、継続的に内部統制の整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

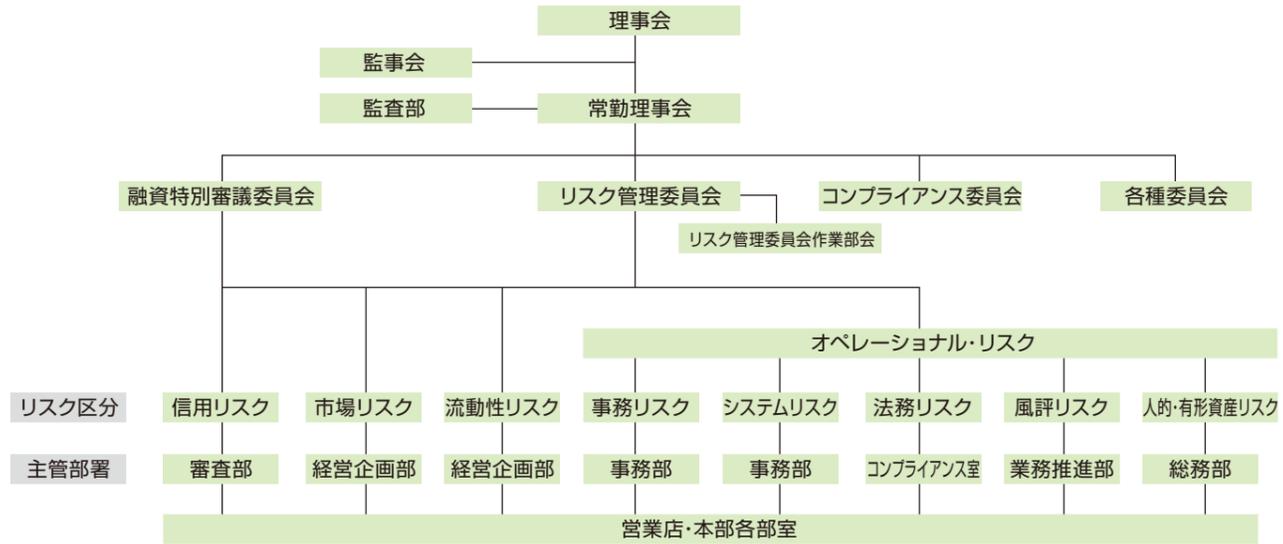
▶ リスク管理態勢

金融の自由化、国際化の進展や金融技術・情報技術の発達などにより、金融機関を取り巻く環境は、一段と多様化・複雑化しております。

当金庫では、経営の健全性と適正収益の確保を図るため、リスク管理を経営の最重要課題として位置づけ、各種リスクの状況を正確に把握し、適正にコントロールできるようリスク管理態勢の強化・充実を図っております。

具体的には、統合的なリスク管理に関する組織、事務分掌および職務権限等を定めた「リスク管理規程」を制定のうえ、年度ごとに「リスク管理方針」を策定し、リスク管理委員会等を中心にリスク管理態勢の強化・充実に取り組んでおります。

■ リスク管理のための組織図



【信用リスク】

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営の悪化により、貸出金などの元本や利息の回収が困難になり、損失を被るリスクのことです。当金庫では、融資に関する基本原則を遵守し、事業計画や資金使途の妥当性、返済能力などを総合的に評価し厳正な審査・管理を実施しております。

【市場リスク】

市場リスクとは、金利、株価、為替等の変動により保有している金融資産・負債の価値が変動し、収益が不安定となるリスクのことです。当金庫では、市場リスク量の現状把握を行い、経済や金利の見通し等に基づいて、運用・調達の運営方針を決定しております。また、経営体力や期間収益に照らして、より適切な対応がとれるようリスク計測手法の向上に努めております。

【流動性リスク】

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや、予期せぬ資金の流失等により、決済に必要な資金調達に支障をきたしたり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる等により、損失を被るリスクのことです。当金庫では、資金繰りの状況を定期的に把握し、預金に対する支払可能資産の保有割合(支払準備率)により、適正な流動性の維持、管理を行っております。

【オペレーショナル・リスク】

○事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、監査部による監査を実施する一方、営業店・本部に自店検査を義務付け事務の堅硬化に努めております。また、各種研修及び臨店指導を通じて事務処理能力の向上に努め、事故の未然防止に努めております。

○システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正使用などにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、信金共同事務センター(西日本センター)に加盟し、バックアップ体制の確保、システム障害発生時の対応体制および情報保護の組織体制の整備等により管理に万全を期しております。

○法務リスク

法務リスクとは、法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスクのことです。当金庫では、「法務リスク管理要領」に基づき、主管部署としてコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス委員会と連携した管理体制を構築しております。

○風評リスク

風評リスクとは、マスコミ報道、評判・風説・風評等がきっかけとなり、損失を被るリスクのことです。当金庫では、「風評リスク管理要領」に基づき、本部各部室が不断にモニタリングを行い、当金庫の経営に重大な影響を及ぼすと思われる事項について、速やかに対策がとれるよう適切な管理体制を構築しております。

▶ コンプライアンス態勢

■ コンプライアンスの運営体制

当金庫はコンプライアンス推進のため以下の諸施策を実践しています。

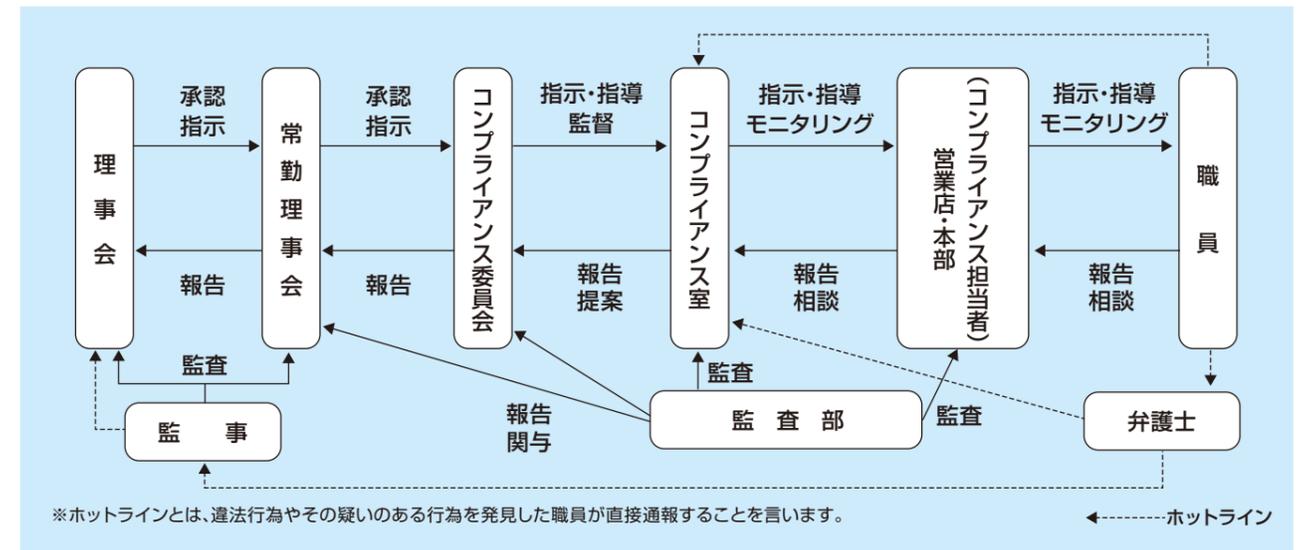
1. 「コンプライアンス憲章」、「コンプライアンス行動規範」を制定し、コンプライアンス重視の経営方針と役職員の行動基準を明示しております。
2. 法令等遵守に関する企画・立案、諸施策の管理や職員のコンプライアンス意識の高揚を図るために教育・啓蒙等を行っております。
3. コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定しております。
4. 業務推進上遵守すべき諸規則及び実践するコンプライアンス・マニュアル等を策定・見直しし、全役職員に配付しております。
5. 役員・管理職を対象に外部講師による集合研修の実施や本部各部・営業店での内部研修等を実施し、コンプライアンスの強化を図っております。
6. 監査部が実施する内部監査項目にコンプライアンスに関する事項を織り込み、各種規則・法令等遵守状況等のチェックを行っております。
7. 法令違反等の未然防止と早期発見を目的に内部通報制度の充実に努めております。
8. 職員の倫理並びにコンプライアンス・マインドを向上させるために本部・各営業店にコンプライアンス担当者を配置し、倫理及び法令等遵守状況のチェックを実施しております。

◎当金庫は、今後も関連部門の連携強化及び役職員に対する教育を徹底し、全役職員一丸となってコンプライアンスの更なる向上に努めてまいります。

■ コンプライアンス憲章

1. 当金庫の経営陣は、コンプライアンスの中核としての役割を全うするとともに、確固たる企業倫理と遵法精神に則って経営にあたります。
2. 当金庫の役職員は、信用金庫の社会的責任と公共的使命を果たすうえで、コンプライアンスが全ての事業活動の根幹であることを理解し、法令、金庫内ルールはもとより、社会的規範についても厳格に遵守します。
3. 当金庫の役職員は、事業活動に関係する法令等の知識習得を図り、お取引先との金融取引等に際して、誠実かつ公正な業務執行とサービスの向上に努めます。
4. 当金庫の役職員は、経営情報の適切な開示に努めるとともに、お取引先に関する情報の管理には万全を期し、外部への情報漏えいを防止します。

■ コンプライアンス体制図



※ホットラインとは、違法行為やその疑いのある行為を発見した職員が直接通報することを言います。

▶ お客さま保護に向けた取組み

■ 顧客保護等管理方針

当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取組みを行ってまいります。

1. 当金庫は、お客さまへの説明を要する全ての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
2. 当金庫は、お客さまからのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
3. 当金庫は、お客さまの情報を、適性かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
4. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。
5. 当金庫は、お客さまとの取引にあたって、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。

※本方針において「お客さま」とは、すでに当金庫をご利用されている方およびご利用しようとしている方（申し込み手続き等を開始されている方）を意味します。

※お客さま保護の必要性のある業務は、与信取引、預金等の受け入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

■ 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」にもとづき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることといたします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

■ 利益相反管理の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、当金庫が定める庫内規程に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、お客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - ④ その他お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署・責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)への対応

▶ 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時~17時)に営業店(電話番号は23ページ参照)またはコンプライアンス室(電話:0853-20-1000)にお申し出ください。

▶ 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス室」にお尋ねください。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、「コンプライアンス行動規範」「コンプライアンス規程」「反社会的勢力対応規程」等に則り、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保するとともに、関連部署の円滑な連携・協力体制のもと組織全体で対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供や不適切・異例な取引および便宜供与は絶対に行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、暴力追放県民センター、弁護士などの外部専門機関等と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。



トピックス

一年間のあゆみ (平成25年4月～平成26年3月)

平成25年	
4月	・「スーパービジネスローン」の発売(4/1～6/30) ・法人ID基本手数料無料キャンペーンの実施(平成26年3月31日まで) ・信金ギャランティカードローン「シルバーきゃっする」「きゃっする500」の取扱開始
5月	・第33回出雲・平田・簸川地区スポーツ少年団野球大会の開催 ・金利上乘せ定期預金「夏トク5」の発売 ・クールビズの実施(5/1～10/31)
6月	・夏季資金の取扱開始(6/1～8/30) ・個人向けローン優遇金利キャンペーンの実施(6/3～11/29) ・信用金庫の日(お客さま感謝イベント、清掃活動、献血運動) ・第39期通常総代会の開催
7月	・「ペット保険」の取扱開始 ・しんきん保証基金「プラチナ住宅プラン」「リフォーム割増保証」の取扱開始
8月	・第33回大田市民のまつり「天領さん」に参加 ・豪雨災害の被害者向け「災害復旧ローン」「災害対策資金」の取扱開始(～11/30)
9月	・島根県より「しまね子育て応援企業(こころカンパニー)」として認定を受ける

10月	・事業継承セミナーの開催
11月	・ウォームビズの実施(11/1～3/31) ・第3回山陰しんきんビジネスフェアの開催
12月	・NHK「歳末たすけあい」「海外たすけあい」の取扱(12/1～12/25) ・特別金利定期預金「とくとく5」の発売 ・島根県観光キャラクター「しまねっこ」入り通帳・証書ケースの使用開始 ・教育資金一括贈与専用普通預金「まごころ」の取扱開始
平成26年	
1月	・しんきん保証基金「無担保住宅ローン」「リピートプラン(無担保住宅)」の取扱開始 ・「島根がん先進医療費ローン」の取扱開始
2月	・「経営者保証のガイドライン」の適用開始 ・「お客さまアンケート」の実施(2/3～2/28)
3月	・日本赤十字社の献血サポーターとして当金庫本店で献血を実施

【経営セミナーの開催】

取引先企業を成長・発展への導くために、経営コンサルティング企業等とタイアップし、経営セミナーを開催しています。25年度は独立行政法人中小企業基盤整備機構より講師を招き、事業継承セミナーを開催しました。

【信用金庫の日】

6月15日の「信用金庫の日」に併せ、各店でイベントを開催し、お客様への日頃の感謝の意を表しました。



【各種ビジネスフェアの開催及び参加】

第3回「山陰しんきんビジネスフェア」への参加・開催により、お取引先にビジネスチャンス拡大の場を提供しました。



社会貢献活動

中央しんきんでは、地域のための協同組織金融機関として、良質な金融サービスの提供だけでなく、地域の文化や経済の発展に少しでも貢献したいと考え、積極的な活動を展開し、地域との結びつきを大切にして「心 ふれあい 親・近・感」をモットーに地元を愛し、愛される信用金庫を目指しています。

環境・福祉活動への取組み

被災地ボランティア、清掃活動、献血活動の実施



豪雨災害の被災地で役職員(延べ45名)がボランティア活動に参加しました。



石見銀山公園、しまね花の郷及び店舗周辺の清掃活動を実施しました。

地域社会の皆様の健康な暮らしに貢献するため、永年にわたり献血事業へ協力しております。また、日本赤十字社の献血サポーターに登録しております。



地域行事・イベントへの参加

大田市民のまつり「天領さん」に参加

大田市の夏恒例のイベント「天領さん」に今年も多数の役職員が参加し天領踊りで祭りを盛り上げました。



スポーツ振興への支援

出雲・平田・簸川地区スポーツ少年団野球大会の開催

次世代の人材育成のため、子ども達の活動を支援しています。5月3日～5日に出雲ドームを主会場として23チームによる熱戦が繰り広げられました。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 平成25年度の実績

島根中央信用金庫は、地域社会の発展に貢献し、ともに成長することを経営理念に定めています。中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みにおいて、地域の中小企業や個人のお取引先等に対し円滑な資金提供をするとともに、ニーズや課題に合わせたきめ細かな対応をおこなっていくことで、信用金庫としての「使命」を果たしてまいりました。しかしながら、地域経済社会の現状は、長引くデフレ不況、人口の減少や、国内産業の空洞化等によって疲弊してきており、一部の中小企業において海外に販路拡大等を求める積極的な動きがあるものの、売り上げ不振や収益の悪化など事業活動をめぐる状況は引き続き厳しい状況にあります。こうした状況のなか、当金庫は地域経済社会を活性化し、持続可能な地域経済社会を実現するため、恒常的な地域密着型金融の推進が不可欠であると考えており、平成25年度も引続き資金仲介機能の発揮と企業再生支援の取組みを一層強化いたしました。

▶ ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

1. 経営改善支援指導の強化の取組みにおいて、中小企業再生協議会との連携、外部機関と協力し、経営アドバイスや改善策、経営情報等を提供する経営セミナー（個別相談を含む）を開催し、経営改善支援体制を構築し、経営改善計画策定支援に取り組んでいます。

★事業承継セミナー：平成25年9月18日（講師：中小企業基盤整備機構中国本部）（出雲商工会議所後援） 「今から考えようあなたの事業を継続していくために」(19名参加) 平成25年10月17日（講師：中小企業基盤整備機構中国本部）(大田商工会議所、石見大田法人会後援) 「今から考えようあなたの事業を継続していくために」(14名参加)
★経営セミナー：平成26年3月5日（国土交通省担当者） 消費税率引上げに伴う負担増の緩和策を周知するための「すまい給付金について」（33名参加） 平成26年3月7日（株日本政策金融公庫との共催） 「高収益を実現するインターネットを使った販路拡大3つの施策」(53名参加)
★外部連携：島根県経営力強化アドバイザー派遣事業をはじめ、全店で103件の外部連携を実施しました。

2. 情報提供機能の強化並びに経営相談能力の向上の取組みでは、信金業界と協力し、取引先の販路拡大のため、山陰しんきんビジネスフェアを開催し、10件の成約となりました。

★山陰しんきんビジネスフェア 平成25年11月7日に米子コンベンションセンターにて開催され、18社参加されました。	★島根県産品展示・商談会 平成25年10月2日に朱鷺会館にて開催され、12社参加されました。
★中海・宍道湖・大山圏域ものづくり連携事業ビジネスマッチング 平成25年11月19日に安来市民体育館にて開催され、12社参加されました。	★出雲産業フェア2013 平成25年11月1日～3日出雲ドームにて開催され、マッチングに14社が参加されました。
★中国地区しんきんマッチングサービス 「売りたい、買いたい情報」に6社登録されました。	★イノベーションマッチング 平成25年12月11日にくびきメッセにて開催され、3社が参加されました。
★信金中金しんきんマッチングサービス(全国) 「売りたい、買いたい情報」に2社登録されました。	★株式会社との連携 日本最大の製造業製品・技術掲載サイト「イプロス製造業」により平成25年8月からの情報発信に8社が登録されました。

3. 創業・新事業支援の強化の取組みでは、島根県第1号ファンド、島根県第2号ファンド、島根県第3号ファンドおよび山陰再生3号ファンドなどでの取り組みを実施しています。

★各商工会議所、商工会、島根県信用保証協会の経営改善アドバイザー派遣による50件の取組みをいたしました。
★創業・新事業支援の取組みでは、38件773百万円の実績となりました。
★コミュニティ・ビジネスを行うNPO等への取組みが1件10百万円の実績となりました。

▶ 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資への取組みについては、動産・債権譲渡担保融資は、5件、606百万円の実績となりました。無担保・無保証融資商品の取扱いについては、92件、405百万円の実績となりました。

▶ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

島根県と「産業振興に関する協定書」を締結し、信用金庫の全国のネットワークを利用した年金旅行等団体旅行客の誘客を目指す取り組みを実施しています。

▶ 経営改善支援の取組み実績

経営改善支援の取組みは、支援対象先106先のうち、支援先および実抜計画策定先50先に対して取組みを行い1先のランクアップとなりました。また、50先全先改善計画策定済みとなりました。

	期初債務者数 A	うち経営改善支援 取組み先数 α	αのうち期末に 債務者区分が ランクアップした先数 β	αのうち期末に 債務者区分が変化 しなかった先数 γ	αのうち 再生計画を 策定した先数 δ	経営改善支援 取組み率 α/A	ランクアップ率 β/α	再生計画策定率 δ/α
正常先	① 1,574	1		1	1	0.1%		100.0%
要 注 意 先	うちその他要注意先	② 394	37	0	33	9.4%	0.0%	100.0%
	うち要管理先	③ 12	2	0	0	16.7%	0.0%	0.0%
	破綻懸念先	④ 180	10	1	9	5.6%	10.0%	100.0%
実質破綻先	⑤ 60	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	
破綻先	⑥ 21	0	0	0	0.0%	—	—	
小計(②～⑥の計)	667	49	1	42	49	7.3%	2.0%	100.0%
合計	2,241	50	1	43	50	2.2%	2.0%	100.0%

(注) ・期初債務者数及び債務者区分は25年4月初時点で整理しております。
・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。
・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含みません。
・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含みます。
・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しております。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含みません。
・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。
・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。
・「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

金融円滑化に向けた取組み

島根中央信用金庫(理事長 嶋場章好)では地域金融機関の社会的役割として、金融の円滑化に真摯に一貫して取り組んでまいりました。当地域経済の状況は、長引くデフレ不況、人口の減少や国内産業の空洞化等によって疲弊してきており、一部の中小企業において海外に販路拡大等を求める積極的な動きがあるものの、売り上げ不振や収益の悪化など事業活動をめぐる状況は引き続き厳しい状況にあります。

こうした状況の下、当信用金庫は会員たる中小企業等の皆様に必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善支援を行うなど、課題解決型金融の実践に努め、地域とともに歩んでおります。

1. 取組みの策定

(1)取組みの方針

当信用金庫は、非営利の協同組織金融機関として、相互扶助の経営理念の下、こうした取組みを自らの社会的使命と考えており、内外の経済情勢等に左右されることなく、これからも愚直に実践していく所存です。

したがって、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、会員たる中小企業等から貸付条件の変更等の申し出があった場合には、それを真摯に受け止め、貸出先の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向け、必要に応じて外部専門家や外部機関等も活用しつつ、引き続ききめ細かな対応を行ってまいります。

当信用金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまでと同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取り組んでまいります。

(2)取組み体制の概要

当金庫は上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な体制整備をいたしました。

① お客様サポート体制

ア. 本部の体制

平成21年12月8日に金融円滑化を図るための体制整備ならびに実施に関して統括管理責任者を担当役員(専務代表役員)とし、法人・個人に係る関連部署で組織横断的に「金融円滑化対応チーム」を設置し、これまで以上にきめ細やかに対応する体制整備をいたしました。又、中小企業のお客様に対する経営改善支援や事業再生支援を審査部内で連携し取組みます。

イ. 営業店の体制

平成21年12月8日に営業部店長を金融円滑化対応責任者、営業店次席者及び融資担当者を金融円滑化担当者とし、お客様のご相談に親身で迅速な対応を進めてまいります。

② ご相談受付窓口について

ア. 「金融円滑化ご相談窓口」

平成21年12月8日に全営業店に金融円滑化ご相談窓口を開設いたしました。
受付時間 9:00～17:00(平日)

イ. 「休日金融円滑化ご相談窓口」を開設いたしました。

平成21年12月～平成22年3月 計15回
現在は、「休日金融円滑化ご相談窓口」は実施いたしておりません。

ウ. 「金融円滑化ご相談ダイヤル」

平成21年12月8日に本部に金融円滑化ご相談ダイヤルを設置いたしました。
電話番号 :0120-808-614(フリーダイヤル) (平日受付時間9:00～18:00)

③ お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談窓口について

本部担当部署はコンプライアンス室で専用直通電話を設置いたしました。

電話番号 :0120-201-997(直通) (受付時間9:00～17:00)
FAX :0853-22-8873

メールアドレス:s1712003@facetoface.ne.jp

④ 取組み方針を実施するための体制整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施し金融円滑化を実効性あるものにするために「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」「金融円滑化マニュアル」を策定いたしました。

2. 金融円滑化管理に係る体制と役割

(1)理事会

金融円滑化管理に係る最終意思決定機関を理事会といたします。

①理事会は、当金庫の経営方針及び内部管理基本方針を踏まえた金融円滑化に関する管理方針(以下、「金融円滑化管理方針」という。)を定め、金融円滑化管理方針に基づき「金融円滑化管理規程」を策定します。

②理事会は、金融円滑化管理方針の周知徹底を図るとともに、定期的または必要に応じて管理体制の整備・改善を図るための指示を行います。

(2)常勤理事会

①常勤理事会は、金融円滑化管理を行うため、金融円滑化管理責任者を定めるとともに、金融円滑化業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容、事故防止のための人事管理等の適切な実施を図ります。

②常勤理事会は、金融円滑化管理責任者からの報告に基づき、金融円滑化管理に関する重要な事項について協議し、必要ある場合は理事会に付議・報告することで、管理体制の改善を図ります。

金融円滑化体制の概要

(3)金融円滑化管理責任者等

金融円滑化管理態勢を整備・確立するための金融円滑化管理全般を統括する部門を審査部とし、金融円滑化管理部門の担当理事を金融円滑化管理責任者とします。

- ①金融円滑化管理責任者及び金融円滑化管理部門は、「金融円滑化管理規程」及びその他金融円滑化に関する取決めを営業推進部門等の金融円滑化に関連する部門及び営業店等の金融円滑化に関する業務に従事する職員に遵守させるための具体的な施策を実施します。
- ②金融円滑化管理責任者等は、関係業務部門及び営業店等に対し、金融円滑化の適切な実施を確保するための具体的な方策を指示、管理します。

(4)担当部署等

- ①金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する適切な審査が行われることを確保するため、審査部は、定期的または必要に応じて随時、融資審査基準及び与信管理方法の見直しを行います。
- ②金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する顧客説明及び顧客サポートの適切性・十分性を確保するため、金融円滑化管理責任者、金融円滑化対応チーム、金融円滑化責任者及び金融円滑化担当者は連携して顧客保護を図るための取組みを行います。
- ③顧客の経営相談・経営指導及び経営改善を図るため、審査部内で連携し、きめ細かな支援の取組みを行います。

(5)報告体制

関係業務部門及び営業店等は、定期的または必要に応じて随時、金融円滑化管理責任者等に対して金融円滑化関連情報を報告し、金融円滑化管理責任者は、定期的または必要に応じて随時、理事会、常勤理事会及び監事等に対して金融円滑化関連情報または金融円滑化管理の状況について報告を行います。

(6)記録・保存

- ①営業店においては債務者から貸付条件の変更等の相談があった場合には、後日検証できるように内容を「金融円滑化相談・申込み記録簿」に記録し内容意見を付して営業店長に報告し、その後は進捗状況を管理し長期未処理を防止します。「金融円滑化相談・申込み記録簿」5年間保存
- ②貸付条件の変更等申込みを謝絶した場合又は債務者が取下げた場合、並びに苦情相談を受けた場合には、その理由や内容等を可能な限り具体的に記録保存します。

3. 苦情相談を適切に行うための体制

(1)本部の体制

債務者の利便向上のため、本部担当部署をコンプライアンス室と定め、お客様からの貸付条件の変更等に係る相談窓口として専用フリーダイヤルを設置し、当信用金庫ホームページに掲載し周知を図りました。

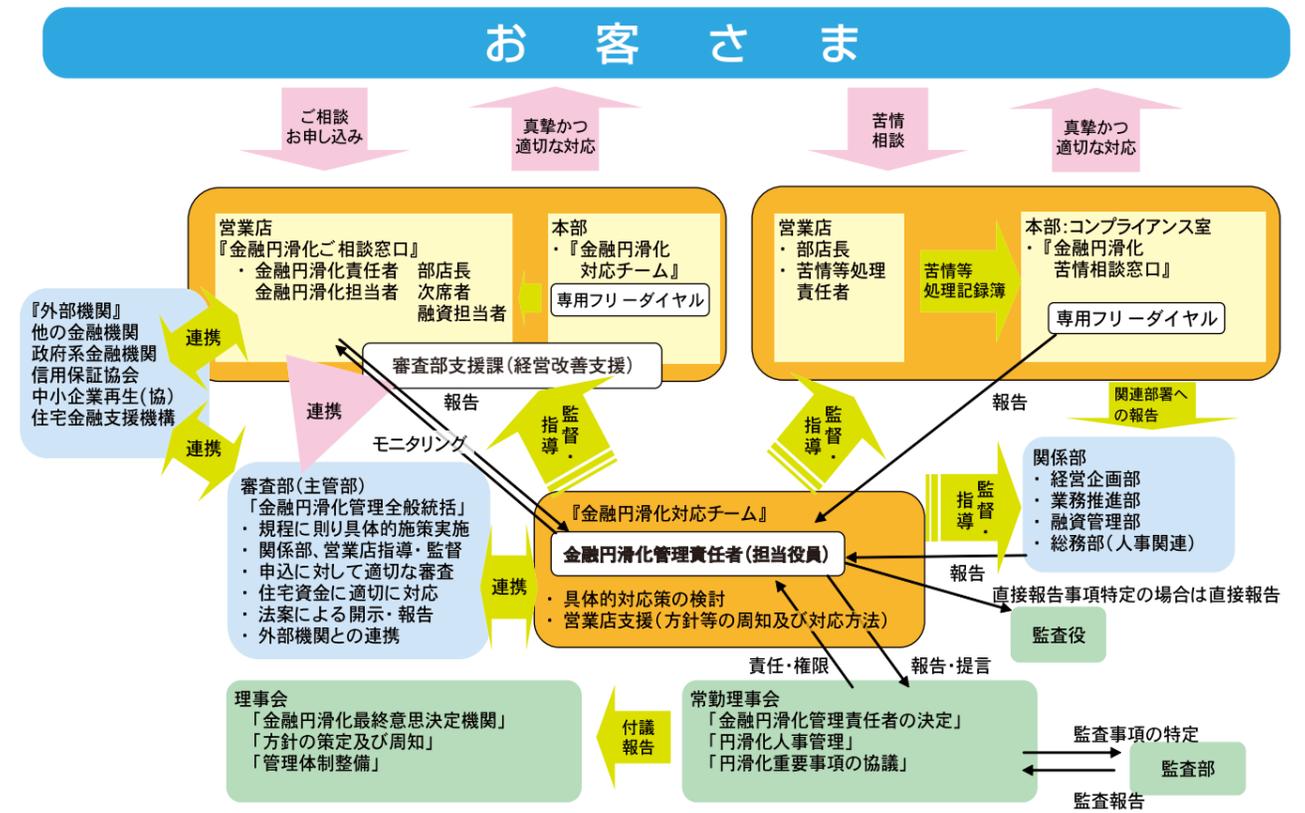
電話番号 :0120-201-997(直通) (受付時間9:00~17:00)
 FAX :0853-22-8873
 メールアドレス:s1712003@facetoface.ne.jp

(2)営業店の体制

苦情等の申し出については原則として苦情等対処責任者(次席者・担当役席者)が、迅速・誠実に対応し、既存の「苦情等対処規程」のスキームに則り適切に対応いたします。

(3)記録・保存

貸付けの条件変更等に関する苦情相談を受けた場合には、内容を可能な限り具体的に記録し、5年間保存します。



4. 改善又は再生のための支援体制

(1)経営指導、経営改善支援の取組み

中小企業のお客様には継続的な企業訪問等を通じて、企業の技術力、販売力といった定性的な情報も踏まえて経営実態の把握に努め、事業のライフサイクルに応じたきめ細かな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通じて、関係金融機関等との連携を十分に図りながら、金融仲介機能コンサルティング機能を発揮し積極的に事業改善、事業再生に取組みます。

(2)当信用金庫支援体制

当信用金庫は経営指導、経営改善支援、再生支援を行うための部署を審査部支援課として従前より企業支援に注力しており、「金融円滑化対応チーム」に審査部支援課全員参加し、今後においても、より一層取組みの強化を図ってまいります。
 審査部内での連携、或いは営業店との連携を図り特に貸付条件等の変更を行った債務者には経営状況に関して期中管理を徹底し継続的なモニタリングを通して経営支援に取組みます。

(3)外部機関との連携

中小企業再生支援協議会、他の金融機関、信用保証協会等外部機関との連携を深め様々な改善、再生手法の中から最適な手法を活用し中小企業者のお客様の再生に取組みます。

(4)経営改善支援・事業再生支援の職員の能力向上に対する取組み

経営相談、経営指導、再生支援の能力向上のため、審査部、融資管理部は人事部門の総務部人事課と連携し、金融円滑化担当者を対象に通信講座の受講によりスキルアップを図るとともに必要に応じて随時教育研修を行い、又、臨店指導やOJTを通して職員のコンサルティング能力の向上に努めます。

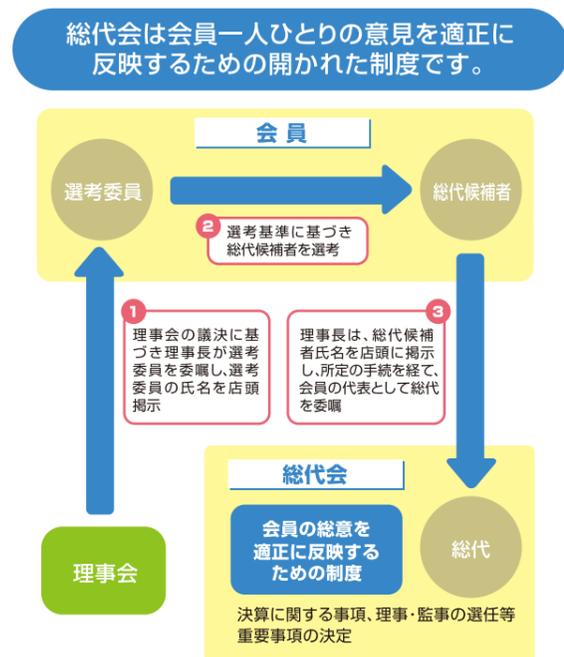
※本報告は平成26年3月末の状況に基づき掲載しております。

総代会の仕組みについて

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、定款変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。



総代候補者の選考基準

(1) 資格要件

- ① 当金庫の会員であること。
- ② 総代就任時年齢が満72歳未満の会員であること。

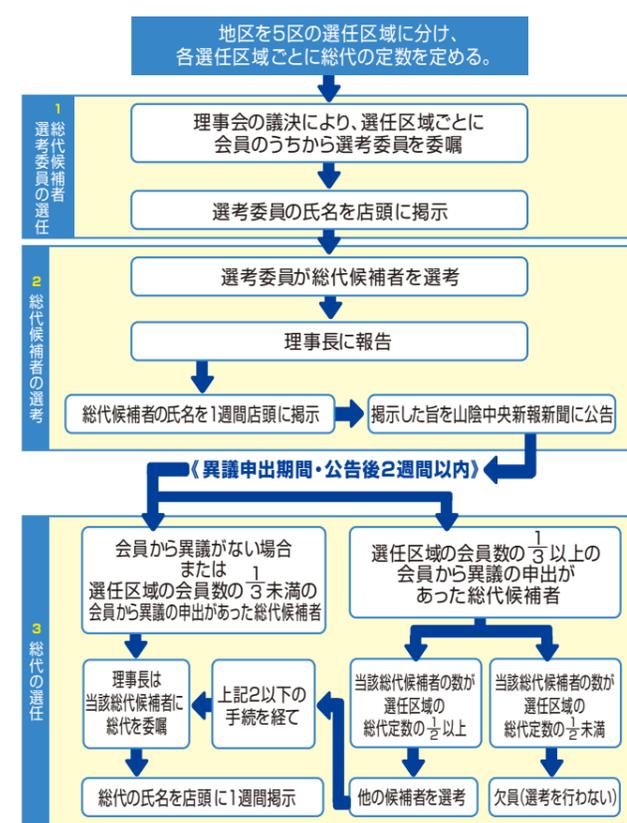
(2) 適格要件

- ① 当金庫の理念・使命をよく理解していること。
- ② 良識を持って正しい判断ができる人であること。
- ③ 地域における信望が厚く総代として相応しい人であること。

(3) その他

- ① 男女共同参画社会への適応を図るため、女性総代の選任に努めるものとする。

● 総代が選任されるまでの手続



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ① 総代の任期は3年です。
- ② 総代の定数は、120人以上150人以内で、会員数に応じて各選挙区域ごとに定められております。なお、平成26年3月31日現在の総代数は118人で、会員数は30,877人です。

(2) 総代の選任方法

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考基準に基づき、選考委員会にて総代候補者を選考する。
- ③ 総代候補者を、会員が信任する。(会員は異議の申立てができる。)

第40期通常総代会の決議事項(開示)

総代会開催日 平成26年6月26日(木)

第40期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認・可決されました。

(1) 報告事項

第40期業務報告、貸借対照表および損益計算書の報告について

(2) 決議事項

- 第1号議案 第40期剰余金処分案承認について
- 第2号議案 定款の変更について
- 第3号議案 会員の法定脱退について
- 第4号議案 退任理事に対する退任慰労金贈呈について



総代の氏名

(平成26年5月31日現在) (敬称略)

選挙区域	人数	氏名
1区	68人	青野 隆一 吾郷 直之 荒木 正之 飯島菊次郎 池田 哲夫 池淵 俊雄 石飛 聡 石原 一徳 今岡 一朗 岩成 健治 内田 弘 江角 洋暢 尾原 邦彦 小村 隆一 小村 洋司 海田 孝雄 影山 和夫 金山 治正 岸 清逸 北脇 文久 木村 茂 草谷 和子 桜内 孝好 佐藤 幸一 昌子 剛 須田 信雄 澄川 達夫 須山 泰則 園 裕 高橋 伸和 高橋 理旦 武永 敏幸 谷本 幸也 土江 正人 内藤 輝一 内藤 晴夫 中島 雄三 永田 泊 中林 敏昭 成瀬 達郎 林 不動 原 幹雄 原 義昭 原木 秀善 原田 明成 萬代 輝正 日野 友晴 樋野 祐二 平井 昇 福代 秀洋 福田 弘道 福岡 正純 藤江 信賢 前島 健二 丸山 茂 三加茂吉己 宮脇 和秀 室家 隆一 森立 良幸 森山 信雄 矢田 信一 山尾 哲彦 山崎 茂樹 山下 壮一 山本 成二 吉川 良一 和田 晶夫 渡部 英治
2区	22人	安達 昌 石田真知子 石橋 秀利 石本 智章 小川 俊二 川口 登 郷原 清詞 竹原鐵太郎 谷本 隆臣 知野見哲治 難波 治夫 波多野 諭 平田 満 福島 和徳 福田 弘吉 細田 年成 堀 博彦 本田 実 森山 賢勝 山崎 宏隆 若林 邦宏 和田 一成
3区	2人	小山 満 幡 好明
4区	9人	壱岐 和功 井上 信治 尾前 豊 木村 博紀 坂根 敦子 滝田 久巳 濱松 秀俊 宮津 秀行 森下 勝義
5区	17人	上里 文江 池田 宗雄 石塚 良英 石橋 純二 上原 謙二 垣崎 正紀 河村 健司 小林 憲治 斉木 孝 末田 幸雄 洲濱 稔 塚本 博隆 野田 修喜 日高 峻宏 日野原戦勝 松岡 義臣 山根 武文

主な手数料一覧表

(平成26年6月30日現在)

為替手数料

	振込区分		3万円以上	3万円未満
	窓口振込 振込手数料	当金庫あて (同一店内あて含む)	口座振替 会 員	324円
非会員			432円	216円
現金		540円	540円	
他行庫あて		口座振替 会 員	756円	540円
	非会員	864円	648円	
現金		1,080円	1,080円	
ATM振込 手数料 ※	当金庫カードによる振込	当金庫あて(同一店内含む)	無 料	無 料
		他行庫あて	648円	432円
	他行庫カード・現金による振込	当金庫あて(同一店内含む)	324円	216円
		他行庫あて	756円	540円
自動振込 サービス	当金庫あて(同一店内含む)	108円	54円	
他行庫あて		648円	432円	
テレホン バンク振込手数料	当金庫あて(同一店内含む)	無 料	無 料	
	他行庫あて	648円	432円	
個人インターネット バンク振込手数料	当金庫あて(同一店内含む)	無 料	無 料	
	他行庫あて	216円	216円	
法人インターネット バンク振込手数料	当金庫あて(同一店内含む)	108円	54円	
	他行庫あて	648円	432円	
FB・HB 振込手数料	当金庫あて(同一店内含む)	216円	108円	
	他行庫あて	648円	432円	

※視覚障がいまたはその他の障がいで、ATMの利用が困難なお客様の窓口での振込手数料は、ATMでの振込手数料と同額といたします。

代金取立手数料

代金取立 手数料 ※	同地扱い (同一手形交換所内)		自店あて	無 料
			当金庫本支店・他行あて	216円
	隔地扱い (同一手形交換所外)		当金庫本支店	432円
			他行庫あて(集手扱)	648円
		他行庫あて(個別扱)	864円	
		他行庫あて(至急扱)	1,080円	

※同一手形交換所内の本支店・他行庫の小切手入金についても手数料が必要となります。

両替手数料(1回あたり)

紙幣・硬貨枚数	手数料	※当金庫職員による集配金も対象とします。
1枚～49枚	無 料	※紙幣・硬貨枚数は持込枚数またはお受取枚数のいずれか多い方の合計枚数を基準にします。
50枚～500枚	324円	※次の両替は従来どおり無料とします。
501枚～1,000枚	648円	①新券への両替(同一金種への両替のみ)
1,001枚以上	972円	②汚損した現金の交換、記念硬貨の両替
以降500枚ごとに	(324円加算)	

当座預金関連手数料

一般口座	小切手帳(署名有り)	1冊50枚	756円(864円)
	約束手形帳(署名有り)	1冊50枚	864円(972円)
マル専口座	為替手形帳	1冊25枚	432円
	口座開設手数料	1口座	3,240円
マル専手形用紙代		1枚	540円

ATM利用手数料

お引出し	曜 日	ご利用時間帯	ご利用カード	
			当金庫カード	他行カード
お引出し	平 日	8:00～8:45	108円	216円
		8:45～18:00	無 料	108円
		18:00～21:00	108円	216円
	土曜・日曜・祝日・12/31～1/3	9:00～19:00	108円	216円
お預入れ	平 日	8:00～8:45	無 料	216円
		8:45～18:00		108円
		18:00～21:00		216円
	土曜・日曜・祝日・12/31～1/3	9:00～19:00	216円	

※山陰合同銀行・島根銀行・他信用金庫カードによる「お引出し」は、当金庫カードと同額の利用手数料となります。

※他信用金庫カードによる「お預入れ」の場合は、当金庫カード「お引出し」欄と同額の利用手数料となります。

※ゆうちょ銀行カードでの12月31日の取扱いは、上記の曜日に対応する手数料となります。

その他手数料

通帳・カード証書等再発行手数料	1件	1,080円	
残高証明書等発行手数料 (住宅資金の年末残高証明書、 利息証明書を含む)	当金庫所定用紙	1申込 540円	
	当金庫所定用紙以外	1申込 1,080円	
テレホンバンク基本手数料(振込サービス利用のみ)	1ヶ月	108円	
インターネットバンク 基本手数料	個人	1ヶ月	無料
		口座振替	1ヶ月 無料
	法人	オンライン取引	1ヶ月 1,080円
		全取引	1ヶ月 3,240円
ファームバンク基本手数料	1ヶ月	3,240円	
情報開示手数料	1開示請求	1,620円	
夜間金庫使用料	基本契約料	1ヶ月 2,160円	
	入金帳	1冊100枚 3,240円	
貸金庫使用料	年間	5184円	

融資関連手数料

ローンカード再発行手数料	1枚	1,080円	
事業者カードローン・保証協会保証付 当座貸越における口座維持手数料	大型Sライン	1口座 5,400円	
	上記以外	1口座 2,160円	
融資証明書発行手数料	1通	10,800円	
住宅ローン 手数料 (リフォーム ローンを含む)	一般 (無担保)	融資手数料	300万円以下 1取引 3,240円
		(借入保証除く)	300万円超 1取引 5,400円
		一部繰上償還	1取引 3,240円
		全額繰上返済(期間別に設定)	1取引 1,080円～3,240円
		融資手数料	500万円以下 1取引 21,600円
		500万円超 1取引 32,400円	
	だんらん	変動金利・固定金利選択時 (借入時は不要)	1取引 5,400円
		一部繰上償還	1取引 21,600円
		全額繰上返済	1取引 32,400円
	しあわせ	融資手数料	1取引 43,200円
一部繰上償還		1取引 21,600円	
全額繰上返済		1取引 32,400円	
フォー エバー	融資手数料	1取引 43,200円	
	一部繰上償還	1取引 54,000円	
	全額繰上返済	1取引 54,000円	
アパートローン 手数料	変動金利・固定金利選択時(借入時は不要)	1取引 5,400円	
	一部繰上償還・全額繰上返済	1取引 繰上償還額×1%×1.08	
不動産担保 取扱手数料 (但し、住宅・ リフォームローン を除く)	(根) 抵当 権の新規 設定	担保取得	1,000万円未満 1取引 21,600円
		設定金額	5,000万円未満 1取引 32,400円
		5,000万円以上	1取引 32,400円
	(根) 抵当権の極度額変更・解除	1取引 10,800円	
返済条件変更手数料	証書貸付(プロパーの別荘返済、住宅・アパートローン含む)	1取引 5,400円	

店舗一覧表

(平成26年6月30日現在)

	店 舗 名	住 所	電話番号	ATM	休日運行
出雲市	本店営業部	出雲市今市町252-1	(0853)21-1750	●	●
	南支店	出雲市駅南町1-2-2	(0853)23-3088	●	●
	塩治支店	出雲市塩治町956-1	(0853)23-0800	●	●
	東支店	出雲市中野町323-3	(0853)22-4500	●	●
	小山支店	出雲市渡橋町316-3	(0853)23-1290	●	●
	西支店	出雲市白枝町635-6	(0853)22-2111	●	●
	神門支店	出雲市知井宮町841-5	(0853)21-1012	●	●
	出雲西支店	出雲市大島町26	(0853)43-0080	●	●
	大社南支店	出雲市大社町北荒木1205-3	(0853)53-4756	●	●
	大社支店	出雲市大社町杵築東380	(0853)53-3140	●	●
	平田支店	出雲市平田町2794-1	(0853)62-2680	●	●
	斐川支店	出雲市斐川町直江4822-2	(0853)72-0234	●	●
松江市	松江支店	松江市寺町210-4	(0852)21-0613	●	●
	松江北支店	松江市北田町59	(0852)21-4358	●	●
大田市	大田営業部	大田市大田町大田口949	(0854)82-0740	●	●
	大田西支店	大田市長久町長久口305-28	(0854)82-6500	●	●
	久手支店	大田市久手町波根西1987-1	(0854)82-8724	●	●
	仁摩支店	大田市仁摩町仁万827-4	(0854)88-2405	●	●
	温泉津支店	大田市温泉津町小浜口30	(0855)65-2131	●	●
江津市	江津支店	江津市都野津町2275-1	(0855)53-0831	●	●
	桜江支店	江津市桜江町川戸6-6	(0855)92-0062	●	●
邑智郡	川本支店	邑智郡川本町大字川本531-1	(0855)72-0645	●	●
	邑智支店	邑智郡美郷町粕淵370-5	(0855)75-1243	●	●
	石見支店	邑智郡邑南町矢上107-2	(0855)95-1231	●	●
	瑞穂支店	邑智郡邑南町下田所349-2	(0855)83-1155	●	●

店外キャッシュコーナー一覧表

	設 置 場 所	ATM	休日運行
出雲市	出雲市役所	●	
	島根県立中央病院	(CD)	◆
	イオン出雲店	●	●
	ゆめタウン出雲店	●	●
	大社ショッピングセンターエル	(CD)	▲
	ゆめタウン斐川店	(CD)	●
大田市	大田ファミリーデパートバル	●	●
	大田市役所	●	
	大田市立病院	●	
邑智郡	イオン大田店	●	●
	石見ショッピングセンター内石見プラザ	●	●
	あいタウンアベル	●	●

休日運行欄 ●印の付いた店舗および店外キャッシュコーナーは土・日・祝日稼働しております。

▲印の付いた店外キャッシュコーナーは土・日稼働しております。

◆印の付いた店外キャッシュコーナーは土曜稼働しております。

金庫の主要な事業の内容

▶ 預金業務

▶ 貸出業務

▶ 為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。また、輸出、輸入及び外国送金等の外国為替に関する各種業務を取扱っております。

▶ 証券業務

国債等の窓口販売を取扱っております。

▶ 主な預金商品

商品名	内容と特色	お預け入れ期間	お預け入れ金額	
総合口座	一冊の通帳に普通預金、定期預金、自動融資機能をセットした便利な通帳です。日常の出し入れ、公共料金の自動支払い、給与・年金の自動受取りなど家計簿代わりにご利用いただけます。いざというときは、総合口座にお預け入れの定期預金残高の90%、最高200万円までの自動融資もご利用いただけます。			
普通預金	出し入れ自由です。お財布代わりにお使い下さい。	自由	1円以上	
普通預金 (無利息型)	普通預金と同様、出し入れ自由でお財布代わりにお使いいただけますが、お利息は付きません。預金保険制度により、全額保護の対象となります。	自由	1円以上	
貯蓄預金	出し入れ自由な貯蓄専用の口座です。お預け入れの残高に応じて5段階の適用利率を設定しております。大切なご預金をより有利に運用いただけます。	自由	1円以上	
納税準備預金	計画的な納税にご利用ください。お利息に税金がかかります。	●ご入金自由 ●お引き出しは原則として納税のみ	1円以上	
通知預金	お使いみちの決まった資金を短期間にムダなく活かします。	7日以上	1万円以上	
当座預金	商取引にご利用いただく、小切手・手形の支払いのための預金です。	自由	1円以上	
定期預金	期日指定定期預金	1年複利で高利回り、1年経てば満期日が自由に決められ、一部お引出しも可能です。	最長3年 (据置期間1年)	100円以上 300万円未満
	スーパー定期	100円からご利用いただけます。個人のお客さまには、期間3年以上について複利型をご利用いただけます。	1ヵ月～5年	100円以上
	変動金利定期預金	市場金利の動きに合わせて、お預け入れ日から6ヵ月ごとに適用利率が変動します。個人のお客さまには、複利型をご利用いただけます。	3年	100円以上
	大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金をご都合にあわせて高利回りで運用できる有利な預金です。	1ヵ月～5年	1,000万円以上
年金受給者向け「慶び」	当金庫で公的年金をお受取の方に対し金利を上乗せいたします。マル優もご利用いただけます。	1年・3年・5年	1円以上 350万円以下	
定期積金	目的に合わせて毎月決まった金額を積立てる預金です。	6ヵ月以上5年以下	毎月1,000円以上	
財形預金	財形年金預金	ご加入できる方は、満55歳未満のお勤めの方です。お一人で1契約(1店舗)に限ります。60歳に達した日以後に「年金」としてお受取りになることを目的とします。財形住宅との合計が550万円まで非課税扱いです。	5年以上	1,000円以上
	財形住宅預金	ご加入できる方は、満55歳未満のお勤めの方です。お一人で1契約(1店舗)に限ります。マイホームの取得、住宅の増改築を目的とします。財形年金との合計が550万円まで非課税扱いです。	5年以上	1,000円以上
	一般財形預金	ご加入時の年齢制限はありません。お一人で複数契約もでき、お積み立ての目的は自由です。マイホーム購入・ご結婚・ご旅行・教育資金など自由にご利用いただけます。	3年以上	1,000円以上

▶ 付随業務

その他次の各種業務を取扱っております。

- 債務の保証
- 代理業務
 - ・日本銀行蔵入代理店業務
 - ・地方公共団体の公金取扱業務
 - ・(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構、(独)福祉医療機構等の代理業務
- 有価証券の貸付
- 保護預かり及び貸金庫業務
- 国債等公共債の引受、窓口販売
- toto(トト)くじの支払
- 両替
- 保険窓口販売業務
- 電子債権記録に係る業務

▶ 為替・外貨の取扱い業務

種類	内容	
内 国 為 替	送金・振込	中央しんきんの本支店はもちろん、日本全国どこでも迅速・正確にご送金・お振込をいたします。また、ATM(現金自動預払機)でのお振込(現金またはキャッシュカード)もお取扱できます。(電信のみ)
	代金取立	手形・小切手などを取立てて、ご指定の口座にご入金いたします。
外 国 為 替	海外送金等を信金中央金庫を通じて取扱っております。	
外 貨 両 替	外国通貨や旅行小切手への両替、また、お持ち帰りの外貨を日本円に両替いたします。	

▶ 証券業務

種類	内容
国 債	個人向け国債等の販売を行っております。

▶ 保険商品販売業務

損害保険商品	商品名	ポイント
住宅ローン関連の長期火災保険	しんきんグッドすまいる	幅広い補償内容の住宅火災保険
債務返済支援保険	しんきんグッドサポート	病気やケガで働けなくなった期間の経済支援
傷 害 保 険	しんきんの傷害保険	ケガによる入院・通院を補償
	しんきんの傷害保険(キッズプラン)	ケガによる入院・通院を補償(18歳未満のお子さま向け)
ペ ッ ト 保 険	どうぶつ健保ふあみりい	ペットのケガ・病気による入院・通院・手術を補償

生命保険商品	商品名	保 険 会 社	払 込 方 法
定 額 個 人 年 金 保 険	しんきんらいふ年金FS	フコクしんらい生命保険	一時払型
	&LIFE 個人年金保険	三井住友海上あいおい生命保険	月払型
終 身 保 険	しんきんらいふ終身FS	フコクしんらい生命保険	一時払型
	しんきんらいふ終身S	住友生命保険	一時払型
	積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)	三井住友海上あいおい生命保険	月払型
医 療 保 険	WAYS	アメリカンファミリー生命保険	月払型・一括払型
	EVER	アメリカンファミリー生命保険	月払型
が ん 保 険	&LIFE 新医療保険 A	三井住友海上あいおい生命保険	月払型
学 資 保 険	Days	アメリカンファミリー生命保険	月払型
	夢みる子どもの学資保険	アメリカンファミリー生命保険	月払型

金利選択型《変動・固定》 住宅ローン

『だんらん』

【ご利用限度額】5,000万円以内

【ご融資期間】35年以内

【お 使 い み ち】住宅購入・新築・増改築資金・借換資金・諸費用支払資金

【お借入利率】お客さまのニーズにあわせて3年、5年、10年の固定期間を設定した商品です。変動金利も選択できます。

お取引内容により基準金利から

最大で▲1.60%引下げ
いたします。

(基準金利は店頭にてご確認ください)

【固定期間終了後も安心】

固定期間終了後も、その時点の基準金利から、
お取引内容により最大で▲1.60%引下げいたします。

※詳しくはお近くの本支店窓口または営業担当者までお気軽にお問合せ下さい。

▶ 主なローン商品

商品名	内容と特色	ご融資期間	ご融資金額
住宅ローン「フォーエバー」	住宅の新築、増改築、購入等住宅に関する資金としてご利用いただけます。全期間固定金利でお借入期間中のご返済額が変わりませんので、返済計画、将来設計を立て易く有利にご利用いただけます。	35年以内	5,000万円以内
住宅ローン「だんらん」	住宅の新築、増改築、購入等住宅に関する資金としてご利用いただけます。3年、5年、10年の固定金利及び変動金利が選択でき、選択期間終了時に再度、固定金利または変動金利の選択ができ有利にご利用いただけます。	35年以内	5,000万円以内
住宅ローン「しあわせ」	住宅の新築、増改築、購入等住宅に関する資金としてご利用いただけます。安心の長期固定金利(当初10年間)、その後は固定金利、変動金利の選択とし返済計画、将来設計を立て易く有利にご利用いただけます。	35年以内	5,000万円以内
無担保住宅ローン	無担保で、不動産の購入資金、新築資金、リフォーム資金としてご利用できます。	20年以内	1,000万円以内
リフォームローン	個人の住宅に関する増改築資金としてご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
ライフアップローン	住宅修繕および高齢化用住宅への改修費用にご利用いただけます。	10年以内	300万円以内
太陽エコローン	エコ関連設備の購入・設置に伴うリフォーム資金や太陽光発電、エコキュート等の購入資金としてご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
石州瓦リフォームローン「瓦っこ」	地場産業の石州瓦を使用する屋根替えを中心とした増改築資金にご利用いただけます。	10年以内	300万円以内
介護ローン「ささえ」	高齢者・身障者介護に関する資金としてご利用いただけます。(介護保険対象者以外の方でもご利用いただけます。)	7年以内	200万円以内
個人ローン	豊かな暮らしづくりのためにご利用いただけます。保証人さまのご不要な商品も多数取り揃えております。	8年以内	500万円以内
教育ローン	お子さまやご家族の入学金・授業料等教育に伴う資金としてご利用いただけます。	14年6ヶ月	500万円以内
マイカーローン	車の購入から修理・車検等、車に関する費用としてご利用いただけます。公共料金・給与振込・住宅ローンをご利用のお客さまは更にお得になります。	8年以内	500万円以内
カードローン	急な出費や一時的な費用としてカードにより出し入れ自由にご利用いただけます。	3年(契約期間)	10万円～500万円
シルバークライフローン	高齢者向けフリーローン。住宅資金・レジャー資金・医療(介護)資金、冠婚葬祭資金などさまざまな資金としてご利用いただけます。	5年以内	100万円以内
子育て応援プラン	出産・子育てにかかわる資金として、お子さまの人数により低利でご利用いただけます。	5年以内	100万円以内
中央しんきんビジネスサポートローン	2年以上事業をされている法人企業専用で決算書の財務数字によるスコアリングで迅速に対応し、運転資金としてご利用いただけます。	7年以内	1,000万円以内
創業支援ローン	創業予定の方、創業後5年未満の個人・法人の方で、運転・設備資金としてご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
法人専用事業者ローン「チョイス」	企業信用格付による法人専用事業資金です。運転・設備資金としてご利用いただけます。	7年以内	5,000万円以内
小口事業者ローン「スピーディ」	地域事業者の小口資金需要に対応いたします。運転・設備資金としてご利用いただけます。	6年以内	500万円以内
企業活性化支援ローン	地域経済、中小企業の活性化支援を目的に小口資金需要に迅速に対応いたします。運転・設備資金としてご利用いただけます。	7年以内	500万円以内
事業者カードローン	事業に必要な資金をスピーディーに対応できる当座貸越専用口座です。	2年(契約期間)	2,000万円以内
代理業務と制度融資	信金中央金庫及び日本政策金融公庫・(独)住宅金融支援機構・(独)福祉医療機構などの政府系資金の代理業務や島根県、広島県及び各市町村の制度融資を取扱っております。		

●手形貸付、証書貸付、当座貸越、手形割引をお取り扱いしています。
各商品により利率、保証料、お借入限度額、ご返済方法、お申し込み等が異なります。ご契約の際はよくご確認ください。
お申し込みの際には、商品の内容を窓口や営業係におたずねください。なお、無理のない計画的なご利用をお勧めします。

▶ その他のサービス

種類	内容
公共料金等の自動支払い	公共料金(電気、電話、水道、NHK、ガス)やクレジット、保険料等をご指定の預金口座から自動的に引き落とし、お支払いいたします。
給与・年金・配当金自動受取り	毎月の給料やボーナス、年金などをご指定の口座で自動的に受取れます。
キャッシュカード	全国の都市銀行、地方銀行、労働金庫など「MICS」マークのある金融機関はもちろん、ゆうちょ銀行でもご利用いただけます。また、全国の信用金庫では、「しんきんゼロネットサービス」により、平日の時間内(8時45分～18時)は手数料無料でご利用いただけます。さらに山陰合同銀行、島根銀行のATMが平日時間内(8時45分～18時)は手数料無料でご利用いただけます。 
インターネットバンキング	インターネットホームページから便利なサービスがご利用いただけます。 (サービス機能) ・残高照会 ・振込、振替 ・入金明細照会
テレホンバンキング	電話(携帯電話を含む)を利用して、ご自宅から、外出先から、どこからでも簡単・スピーディーに金融取引が可能です。 (サービス機能) ・残高照会 ・振込、振替 ・入金明細照会
しんきん携帯電子マネーチャージサービス	お客さまの預金口座から携帯電話の「おサイフケータイ」に、その場でチャージ(入金)できるサービスです。チャージ(入金)ができる電子マネーは「Edy(エディ)」です。
自動振込	家賃、地代、月謝等毎月決まった先へのお支払を当金庫本支店または他金融機関のご指定口座に振込いたします。
貸金庫	貴金属、有価証券、重要書類などお客さまの財産を安全確実に預りいたします。
夜間金庫	売り上げ代金などを営業時間外でも安全に預りいたします。
クレジットカード	VISAをはじめJCBなどのクレジットカードのお取扱いを行っております。
キャッシングサービス	金融機関系・流通信販系クレジットカードによるキャッシングサービスを行っております。
デビットカードサービス	加盟店の専用端末を利用し当金庫のキャッシュカードでお買物ができます。
外貨宅配・買取サービス	三井住友銀行のサービスがご利用いただけます。ご希望の外国通貨・旅行小切手をご指定の場所へお届けいたします。また、お使い残りの買取サービスもご利用いただけます。

しまちゅう倶楽部



当金庫では、「預金」「ローン」や「地域イベント」などお得情報を好評メール配信中!
14,000名以上の方にご登録いただいています!

しまちゅう倶楽部加入の特典

- その1** マイカー、教育、太陽光発電、住宅、リフォームローン金利を優遇
- その2** 特別定期預金発売時には、通常の上乗せ金利に加えてさらに金利をプラス
- その3** 給与振込(5万円以上)をご指定の方は、当金庫設置のATM時間外手数料が無料

資料編

貸借対照表	29
損益計算書	34
剰余金処分計算書	35
最近5年間の主要な経営指標の推移	36
業務粗利益	36
資金運用収支の内訳	36
利 鞘	36
受取・支払利息の増減	37
利 益 率	37
預金積金及び譲渡性預金平均残高	37
定期預金残高	37
貸出金平均残高	37
貸出金残高	37
貸出金の担保別内訳	38
債務保証見返の担保別内訳	38
貸出金業種別内訳	38
貸出金用途別残高	38
消費者ローン・住宅ローン残高	38
預 貸 率	38
商品有価証券の種類別の平均残高	39
有価証券の種類別の残存期間別の残高	39
有価証券平均残高	39
預 証 率	39
有価証券の時価に関する情報	39~40
金銭の信託の時価に関する情報	40
デリバティブ取引	40
貸倒引当金内訳	41
貸出金償却	41
報酬体系について	41
金融再生法に基づく開示債権について	42
リスク管理債権について	42
自己資本の充実の状況等について	43

■記載計数は単位未満を切り捨てて表示しています。

■当金庫は国際業務を行っていないため、国内業務部門と国際業務部門との区別はしていません。

貸借対照表

資産の部		(単位:百万円)	
科 目	第39期 〈平成25年3月31日現在〉	第40期 〈平成26年3月31日現在〉	
(資 産 の 部)			
現 金	4,118	4,295	
預 け 金	37,006	38,251	
金 銭 の 信 託	1,443	1,243	
有 価 証 券	30,688	30,916	
国 債	6,543	5,684	
地 方 債	2,908	3,446	
社 債	13,319	13,928	
株 式	84	58	
その他の証券	7,832	7,798	
貸 出 金	108,568	107,570	
割 引 手 形	1,467	1,185	
手 形 貸 付	8,794	7,088	
証 書 貸 付	91,696	92,777	
当 座 貸 越	6,609	6,519	
そ の 他 資 産	1,083	992	
未 決 済 為 替 貸	22	17	
信 金 中 金 出 資 金	585	585	
未 収 収 益	321	263	
そ の 他 の 資 産	152	126	
有 形 固 定 資 産	2,317	2,296	
建 物	560	557	
土 地	1,430	1,397	
リ ー ス 資 産	85	125	
その他の有形固定資産	240	216	
無 形 固 定 資 産	20	16	
ソ フ ト ウ ェ ア	6	4	
リ ー ス 資 産	1	-	
その他の無形固定資産	12	12	
繰 延 税 金 資 産	201	248	
債 務 保 証 見 返	1,139	1,195	
貸 倒 引 当 金	△ 2,618	△ 2,107	
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,990)	(△ 1,817)	
資 産 の 部 合 計	183,968	184,919	

負債及び純資産の部		(単位:百万円)	
科 目	第39期 〈平成25年3月31日現在〉	第40期 〈平成26年3月31日現在〉	
(負 債 の 部)			
預 金 積 金	167,539	167,772	
当 座 預 金	2,980	2,393	
普 通 預 金	49,942	52,389	
貯 蓄 預 金	733	692	
通 知 預 金	224	226	
定 期 預 金	104,731	102,563	
定 期 積 金	7,624	7,701	
そ の 他 の 預 金	1,300	1,805	
借 用 金	6,220	6,890	
借 入 金	1,120	990	
当 座 借 越	5,100	5,900	
そ の 他 負 債	618	698	
未 決 済 為 替 借	46	34	
未 払 費 用	246	279	
給 付 補 填 備 金	8	8	
未 払 法 人 税 等	7	40	
前 受 収 益	92	91	
払 戻 未 済 金	7	8	
払 戻 未 済 持 分	1	0	
職 員 預 り 金	38	38	
リ ー ス 債 務	92	133	
資 産 除 去 債 務	28	29	
そ の 他 の 負 債	47	34	
賞 与 引 当 金	119	116	
退 職 給 付 引 当 金	224	233	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	97	97	
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	13	14	
偶 発 損 失 引 当 金	53	102	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	152	141	
債 務 保 証	1,139	1,195	
負 債 の 部 合 計	176,178	177,262	
(純 資 産 の 部)			
出 資 金	1,912	1,904	
普 通 出 資 金	1,662	1,654	
優 先 出 資 金	250	250	
資 本 剰 余 金	250	250	
資 本 準 備 金	250	250	
利 益 剰 余 金	4,968	5,070	
利 益 準 備 金	1,400	1,450	
そ の 他 利 益 剰 余 金	3,568	3,620	
特 別 積 立 金	3,200	3,300	
(うち体質強化積立金)	(1,500)	(1,500)	
当 期 未 処 分 剰 余 金	368	320	
処 分 未 済 持 分	△ 17	△ 17	
会 員 勘 定 合 計	7,113	7,206	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	391	161	
土 地 再 評 価 差 額 金	284	288	
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	676	450	
純 資 産 の 部 合 計	7,790	7,657	
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	183,968	184,919	

貸借対照表注記事項 第40期(平成26年3月31日現在)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	20年～39年
その他	3年～15年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産(外国通貨)は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び本部関連部署において一次査定を実施し、審査部及び融資管理部が二次査定を行ったのうち、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,857百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を(それぞれ発生翌事業年度から)費用処理
----------	---

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(平成25年3月31日現在)	
年金資産の額	1,476,279百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,698,432百万円
差引額	△222,153百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(自平成25年3月1日至平成25年3月31日)	0.2387%
③補足説明	
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高225,441百万円及び別途積立金3,288百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金47百万円を費用処理しております。	
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。	

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1,390百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,408百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 285百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は273百万円、延滞債権額は11,150百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は775百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他

- の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は12,198百万円であります。

なお、20. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 - ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、15百万円であります。
 - 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,185百万円であります。
 - 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	213百万円
預 け 金	13,505百万円
担保資産に対応する債務	
預 金	614百万円
借 用 金	6,890百万円

上記のほか、為替決済の担保として、預け金4,500百万円を差し入れております。

- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める方法(不動産鑑定士による鑑定評価及び固定資産税評価)に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。	
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	553百万円
- 出資1口当たりの純資産額 2,182円5銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理要領等の諸規定を定め、信用リスクを管理しております。

具体的には、貸出資産の健全性の向上を図るため、融資案件の審査・管理、貸出金の信用リスク管理を行う審査部・融資管理部を設置しております。融資審査にあたっては、融資に関する基本原則を遵守し、事業計画や資金使途の妥当性、返済能力、担保などを総合的に評価し厳正な審査をしております。さらに、一定金額以上の融資案件や一定融資残高以上の融資先の案件などについては、融資特別審議委員会において審議する等、一層厳格な審査体制としております。

また、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会が協議・検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告しております。

なお、有価証券の発行体の信用リスクは経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理要領等の諸規定を定め、ALMIによって金利変動リスク及び価格変動リスクを管理しております。

(i) 金利リスクの管理

経営企画部において、一定の金利ショックを想定した場合における銀行勘定の金利リスク量の計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより計測を行い、リスク管理委員会が協議・検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

市場運用商品(有価証券)の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用方針及び有価証券運用方針に従い行われております。

このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、時価評価及び最大損失額によるリスク量の計測を行い、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は経営企画部を通じ、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」の市場リスク量をVaRにより四半期(「有価証券」は月次)で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間240日、信頼区間99%、観測期間1,200営業日)により算出しており、平成26年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で2,268百万円です。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、流動性リスク管理要領等の諸規定を定め、流動性リスクを管理しております。

具体的には、余裕資金の運用に関して、流動性の高い運用商品への投資に努めるとともに、経営企画部が資金繰りの状況を日次、週次、旬次、月次ベースで算出し、預金に対する支払い可能資産の保有割合(支払準備率)により、適正な流動性の維持、管理を行っております。

これらの情報は経営企画部を通じ、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金	4,295	4,295	-
(2) 預け金	38,251	38,235	△16
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	3,168	3,291	123
其他有価証券	27,670	27,670	-
(4) 貸出金(*1)	107,570		
貸倒引当金(*2)	△2,099		
	105,470	108,776	3,306
金融資産計	178,854	182,268	3,413
(1) 預金積金	167,772	167,857	84
(2) 借入金(*1)	6,890	6,933	43
金融負債計	174,662	174,790	127

(*1)貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)現金

現金のうち、外国通貨については期末為替レートによっております。外国通貨以外の現金については、帳簿価格を時価としております。

(2)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30.から31.に記載しております。

(4)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP、JGB)で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した借入金の元利金の合計額を市場金利(SWAP)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	38
組合出資金等(*2)	39
合 計	77

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	12,648	18,603	5,500	1,500
有価証券	3,017	12,500	9,859	4,097
満期保有目的の債券	106	1,299	713	1,048
其他有価証券のうち 満期があるもの	2,910	11,200	9,145	3,049
貸出金(*2)	22,104	36,963	20,730	18,900
合 計	37,769	68,066	36,089	24,497

(*1)預け金のうち、流動性預け金は「1年以内」に含めております。

(*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	130,681	36,335	4	211
借入金	6,030	520	200	140
合 計	136,711	36,855	204	351

(*)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含め、定期性預金のうち、満期日を経過した預金は期間の定めがないものとして含めておりません。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、31.も同様であります。

(1)満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	799	842	42
	社 債	1,568	1,642	73
	その他	358	376	18
	小 計	2,725	2,860	134
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	52	51	△ 0
	その他	390	379	△11
	小 計	442	431	△11
合 計		3,168	3,291	123

(2)其他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	19	16	3
	債 券	19,757	19,259	497
	国 債	5,484	5,228	255
	地方債	2,647	2,564	83
	社 債	11,624	11,466	158
	そ の 他	4,526	4,449	76
	小 計	24,303	23,726	577
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	882	900	△ 17
	国 債	199	200	△ 0
	社 債	682	700	△ 17
	そ の 他	2,484	2,821	△336
小 計	3,367	3,721	△354	
合 計		27,670	27,448	222

31. 当事業年度中に売却した其他有価証券

(単位:百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	29	4	2
債 券	4,056	105	-
国 債	2,434	40	-
地方債	416	16	-
社 債	1,204	48	-
そ の 他	1,260	193	8
合 計	5,346	303	11

32. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,243	△0

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,653百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(または任意の時期に無条件で取消可能なもの)が9,208百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,189百万円
貸出金償却	171百万円
固定資産減損処理額	100百万円
退職給付引当金	64百万円
減価償却限度超過額	60百万円
賞与引当金	32百万円
その他	125百万円
繰延税金資産小計	1,744百万円
評価性引当額	△1,434百万円
繰延税金資産合計	309百万円
繰延税金負債	
資産除去債務相当割引価値残高	0百万円
其他有価証券	60百万円
繰延税金負債合計	61百万円
繰延税金資産の純額	248百万円

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29.3%から27.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	第39期 〈平成24年4月1日～ 平成25年3月31日〉	第40期 〈平成25年4月1日～ 平成26年3月31日〉
経常収益	3,836,357	4,176,451
資金運用収益	3,344,431	3,211,185
貸出金利息	2,801,650	2,660,798
預け金利息	187,274	182,798
有価証券利息配当金	340,423	350,025
その他の受入利息	15,083	17,562
役務取引等収益	274,903	259,357
受入為替手数料	105,471	104,625
その他の役務収益	169,431	154,732
その他業務収益	122,504	253,175
外国為替売買益	1,468	1,320
国債等債券売却益	91,412	217,750
その他の業務収益	29,623	34,103
その他経常収益	94,518	452,733
貸倒引当戻入益	-	252,624
償却債権取立益	65,107	100,890
株式等売却益	6,293	85,585
金銭の信託運用益	19,218	10,500
その他の経常収益	3,899	3,131
経常費用	3,393,156	3,877,006
資金調達費用	171,140	154,510
預金利息	148,424	134,337
給付補填金繰入額	5,323	4,541
借入金利息	17,201	15,444
その他の支払利息	191	186
役務取引等費用	254,447	244,331
支払為替手数料	32,482	33,504
その他の役務費用	221,965	210,827
その他業務費用	629	9,713
国債等債券売却損	25	1,643
国債等債券償還損	-	7,311
その他の業務費用	604	759
経費	2,783,384	2,682,024
人件費	1,983,443	1,897,009
物件費	762,815	751,693
税金	37,126	33,321
その他経常費用	183,554	786,426
貸倒引当繰入額	18,046	-
貸出金償却	132,825	675,898
株式等売却損	7,271	8,223
株式等償却	38	269
その他資産償却	750	599
その他の経常費用	24,620	101,436
経常利益	443,201	299,445

(単位:千円)

科 目	第39期 〈平成24年4月1日～ 平成25年3月31日〉	第40期 〈平成25年4月1日～ 平成26年3月31日〉
特別利益	-	-
特別損失	13,056	54,798
固定資産処分損	4,476	1,392
減損損失	8,579	53,405
税引前当期純利益	430,145	244,646
法人税、住民税及び事業税	7,227	55,807
法人税等調整額	165,633	27,778
法人税等合計	172,860	83,586
当期純利益	257,284	161,060
繰越金(当期末残高)	128,009	153,830
土地再評価差額金取崩額	△ 16,968	5,332
当期末処分剰余金	368,325	320,223

損益計算書注記事項

第40期〈平成25年4月1日～平成26年3月31日〉

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 44円46銭
- その他の経常費用には、偶発損失引当金繰入額49,204千円及び保証協会融資責任共有制度負担金26,163千円を含んでおります。
- 資産の効率性向上のため今後予定する店舗の統廃合により投資額の回収が見込まれない資産、収益性の低下又は地価等の下落が生じた以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額53,405千円を減損損失として特別損失に計上しております。

(単位:千円)

地 域	主な用途	種 類	減損損失
出雲市内	営業用店舗 2カ所	土地	34,171
		建物	7,091
		リース資産	5,065
		その他の有形固定資産	865
	遊休資産 6カ所	その他の有形固定資産	6,212
合 計			53,405

資産のグルーピングについては、営業店舗は管理会計上の最小区分である営業店単位とし、本部等の独立したキャッシュ・フローを生み出さないものは、共用資産としております。また、遊休資産については、個々の物件を単位としております。

なお、回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、固定資産税評価額等を基礎としております。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	第39期 〈平成24年4月1日～ 平成25年3月31日〉	第40期 〈平成25年4月1日～ 平成26年3月31日〉
当期末処分剰余金	368,325,706	320,223,602
計	368,325,706	320,223,602
剰余金処分量	214,494,990	214,134,750
利益準備金	50,000,000	50,000,000
普通出資に対する配当金	49,494,990	49,134,750
(配当率)	(年3%)	(年3%)
優先出資に対する配当金	15,000,000	15,000,000
(配当率)	(年12%)	(年12%)
特別積立金	100,000,000	100,000,000
繰越金(当期末残高)	153,830,716	106,088,852

(注)優先出資に対する配当率は、年12%としておりますが、1口500円に対し2,000円のお払込みをいただいております。払込金額に対する配当利回りは年3%となっております。

会計監査人による監査

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査を受け、適正に表示されている旨の監査報告を受理しております。

代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

平成25年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成26年6月27日

島根中央信用金庫

理 報 的 場 章 好



最近5年間の主要な経営指標の推移

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益	4,500,883 千円	4,245,989	4,068,932	3,836,357	4,176,451
経常利益(△は経常損失)	684,652 千円	265,480	352,455	443,201	299,445
当期純利益(△は当期純損失)	554,716 千円	219,309	185,961	257,284	161,060
出資総額	1,939 百万円	1,931	1,920	1,912	1,904
普通出資	1,689 百万円	1,681	1,670	1,662	1,654
優先出資	250 百万円	250	250	250	250
出資総口数	362 万口	361	359	357	355
普通出資	337 万口	336	334	332	330
優先出資	25 万口	25	25	25	25
純資産額	7,009 百万円	7,093	7,205	7,790	7,657
総資産額	181,592 百万円	182,671	183,547	183,968	184,919
預金積金残高	168,489 百万円	167,054	167,741	167,539	167,772
貸出金残高	118,827 百万円	112,249	109,486	108,568	107,570
有価証券残高	23,512 百万円	26,308	29,115	30,688	30,916
単体自己資本比率	9.09 %	9.62	9.87	10.24	10.05
普通出資に対する配当金(出資1口当たり)	15 円	15	15	15	15
優先出資に対する配当金(出資1口当たり)	60 円	60	60	60	60
役員数	19 人	19	19	18	18
うち常勤役員数	9 人	9	9	8	8
職員数	276 人	274	268	265	256
会員数	32,301 人	31,914	31,569	31,225	30,877

(注) 1. 「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規程に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、平成25年度より新しい自己資本規制(パーゼルⅢ国内基準)に基づき算出しております。
2. 配当利回りは普通出資・優先出資ともに年3%となっております。

業務粗利益

(単位:千円)

区 分	平成24年度	平成25年度
資金運用収支	3,174,590	3,057,745
資金運用収益	3,344,431	3,211,185
資金調達費用	169,841	153,440
役務取引等収支	20,455	15,026
役務取引等収益	274,903	259,357
役務取引等費用	254,447	244,331
その他の業務収支	121,875	243,461
その他業務収益	122,504	253,175
その他業務費用	629	9,713
業務粗利益	3,316,921	3,316,232
業務粗利益率	1.84%	1.85%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(平成24年度 1,298千円、平成25年度 1,069千円)を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

資金運用収支の内訳

区 分	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
資金運用勘定	179,301	178,812	3,344,431	3,211,185	1.86	1.79
うち貸出金	104,051	103,764	2,801,650	2,660,798	2.69	2.56
うち預け金	44,406	43,235	187,274	182,798	0.42	0.42
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	30,088	31,226	340,423	350,025	1.13	1.12
資金調達勘定	175,923	175,364	169,841	153,440	0.09	0.08
うち預金積金	175,959	175,528	153,747	138,878	0.08	0.07
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	1,268	1,136	17,201	15,444	1.35	1.35

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成24年度 44百万円、平成25年度 44百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成24年度 1,443百万円、平成25年度 1,337百万円)及び利息(平成24年度 1,298千円、平成25年度 1,069千円)を、それぞれ控除して表示しております。

利 鞘

(単位:%)

区 分	平成24年度	平成25年度
資金運用利回	1.86	1.79
資金調達原価率	1.66	1.59
総資金利鞘	0.20	0.20

受取・支払利息の増減

(単位:千円)

区 分	平成24年度			平成25年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	△ 70,764	△ 184,200	△ 254,964	466	△ 133,712	△ 133,246
うち貸出金	△ 97,042	△ 109,738	△ 206,780	△ 7,341	△ 133,509	△ 140,851
うち預け金	△ 370	△ 44,571	△ 44,941	△ 4,951	476	△ 4,475
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	26,648	△ 29,708	△ 3,060	12,759	△ 3,157	9,601
支 払 利 息	△ 3,509	△ 35,160	△ 38,670	△ 2,142	△ 52,929	△ 55,071
うち預金積金	△ 2,099	△ 35,336	△ 37,436	△ 340	△ 14,528	△ 14,869
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	△ 1,415	△ 112	△ 1,528	△ 1,796	40	△ 1,756

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法によって算出しております。

利 益 率

(単位:%)

区 分	平成24年度	平成25年度
総資産経常利益率	0.23	0.16
総資産当期純利益率	0.13	0.08

(注)

$$\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
流動性預金	62,430	63,873
うち有利息預金	45,707	47,628
定期性預金	113,083	111,225
うち固定金利定期預金	105,651	103,619
うち変動金利定期預金	27	26
その他	445	427
計	175,959	175,528
譲渡性預金	-	-
合計	175,959	175,528

(注)

1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高

(単位:百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
定期預金	104,731	102,563
固定金利定期預金	104,703	102,545
変動金利定期預金	26	16
その他	1	0

貸出金平均残高

(単位:百万円)

科 目	平成24年度	平成25年度
手形貸付	7,527	7,368
証書貸付	88,909	89,162
当座貸越	6,293	6,155
割引手形	1,321	1,078
合計	104,051	103,764

貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
貸 出 金	108,568	107,570
固定金利	38,366	41,217
変動金利	70,201	66,352

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
当 金 庫 預 金 積 金	1,541	1,352
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	24,018	22,819
そ の 他	1	—
計	25,561	24,171
信用保証協会・信用保険	30,378	28,933
保 証	34,833	34,666
信 用	17,793	19,798
合 計	108,568	107,570

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
当 金 庫 預 金 積 金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	450	410
そ の 他	—	—
計	450	410
信用保証協会・信用保険	33	25
保 証	655	759
信 用	—	—
合 計	1,139	1,195

貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

区 分	平成24年度			平成25年度		
	貸出先数	貸出金残高	構 成 比	貸出先数	貸出金残高	構 成 比
製 造 業	275	9,218	8.4	259	7,920	7.3
農 業、林 業	17	100	0.0	17	118	0.1
漁 業、採石業、砂利採取業	27	140	0.1	26	117	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	7	164	0.1	6	125	0.1
建 設 業	517	15,098	13.9	495	14,428	13.4
電気・ガス・熱供給・水道業	6	137	0.1	6	201	0.1
情 報 通 信 業	3	40	0.0	3	24	0.0
運 輸 業、郵 便 業	51	1,802	1.6	51	1,775	1.6
卸 売 業、小 売 業	569	12,847	11.8	548	12,312	11.4
金 融 業、保 険 業	9	2,630	2.4	11	3,814	3.5
不 動 産 業	176	13,113	12.0	171	13,250	12.3
物 品 賃 貸 業	3	223	0.2	2	257	0.2
学術研究・専門・技術サービス業	22	502	0.4	20	447	0.4
宿 泊 業	31	1,376	1.2	30	1,315	1.2
飲 食 業	223	2,927	2.6	217	2,736	2.5
生活関連サービス業・娯楽業	108	1,967	1.8	105	2,427	2.2
教 育、学 習 支 援 業	13	658	0.6	14	671	0.6
医 療、福 祉	56	4,620	4.2	60	5,070	4.7
そ の 他 の サ ー ビ ス	237	5,644	5.1	238	5,573	5.1
小 計	2,350	73,216	67.4	2,279	72,588	67.4
国・地方公共団体	10	9,899	9.1	10	9,916	9.2
個 人	10,812	25,452	23.4	10,417	25,066	23.2
合 計	13,172	108,568	100.0	12,706	107,570	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金用途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	貸出金残高	構 成 比	貸出金残高	構 成 比
設 備 資 金	43,464	40.03	44,809	41.66
運 転 資 金	65,103	59.97	62,760	58.34
合 計	108,568	100.00	107,570	100.00

預貸率

(単位:%)

区 分	平成24年度	平成25年度
期 末 預 貸 率	64.80	64.11
期 中 平 均 預 貸 率	59.13	59.11

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
消 費 者 ロ ー ン	7,626	7,215
住 宅 ロ ー ン	16,253	16,362

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

有価証券の種類別の残存期間別の残高

平成24年度

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	100	—	914	1,823	2,924	781	—	6,543
地 方 債	—	—	644	825	397	1,041	—	2,908
社 債	1,596	3,823	3,068	951	1,798	2,080	—	13,319
株 式	—	—	—	—	—	—	84	84
外 国 証 券	1,587	1,906	672	—	322	922	—	5,411
そ の 他 の 証 券	182	277	256	8	322	—	1,373	2,421

平成25年度

(単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	—	504	1,253	1,902	1,035	988	—	5,684
地 方 債	—	350	654	1,024	584	832	—	3,446
社 債	2,514	3,293	2,621	2,636	1,537	1,324	—	13,928
株 式	—	—	—	—	—	—	58	58
外 国 証 券	502	2,491	604	105	100	951	—	4,755
そ の 他 の 証 券	—	363	363	108	824	—	1,384	3,043

有価証券平均残高

(単位:百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
国 債	6,177	6,271
地 方 債	2,663	3,335
短 期 社 債	—	—
社 債	12,613	13,786
株 式	118	64
外 国 証 券	5,956	5,020
そ の 他 の 証 券	2,559	2,748
合 計	30,088	31,226

預証率

(単位:%)

区 分	平成24年度	平成25年度
期 末 預 証 率	18.31	18.42
期 中 平 均 預 証 率	17.09	17.79

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券の時価に関する情報

●売買目的有価証券

該当ありません。

●満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	844	893	48	799	842	42
	社 債	1,551	1,642	90	1,568	1,642	73
	そ の 他	268	278	9	358	376	18
	小 計	2,665	2,813	148	2,725	2,860	134
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	52	51	△ 0
	そ の 他	100	96	△ 3	390	379	△ 11
	小 計	100	96	△ 3	442	431	△ 11
合 計		2,765	2,910	145	3,168	3,291	123

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	38	35	3	19	16	3
	債 券	20,097	19,451	646	19,757	19,259	497
	国 債	6,543	6,227	316	5,484	5,228	255
	地 方 債	2,064	1,974	89	2,647	2,564	83
	社 債	11,489	11,249	240	11,624	11,466	158
	そ の 他	4,012	3,790	222	4,526	4,449	76
	小 計	24,148	23,277	871	24,303	23,726	577
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	6	8	△ 2	—	—	—
	債 券	277	300	△ 22	882	900	△ 17
	国 債	—	—	—	199	200	△ 0
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	277	300	△ 22	682	700	△ 17
	そ の 他	3,406	3,724	△ 317	2,484	2,821	△ 336
小 計	3,691	4,033	△ 341	3,367	3,721	△ 354	
合 計		27,840	27,310	529	27,670	27,448	222

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	38	38
その他有価証券 投資事業有限責任組合出資持分	44	39

金銭の信託の時価に関する情報

●運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

平成24年度		平成25年度	
貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
1,243	△ 0	1,243	△ 0

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

●満期保有目的の金銭の信託

(単位:百万円)

平成24年度					平成25年度				
貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
200	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 時価は、把握が困難であることから記載しておりません。

●その他の金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引等はいずれも実績がございません。

貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

内 訳	期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		期末残高
			目的使用	そ の 他	
一般貸倒引当金	平成24年度	729	627	—	729
	平成25年度	627	290	—	627
個別貸倒引当金	平成24年度	2,229	1,983	358	1,863
	平成25年度	1,990	1,809	257	1,724
合 計	平成24年度	2,959	2,610	358	2,592
	平成25年度	2,618	2,099	257	2,352

貸出金償却

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度
貸 出 金 償 却	132,825	675,898

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	77

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」68百万円、「退職慰労金」8百万円となっております。なお、平成25年度は、賞与の支払いはありませんでした。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。
2. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 平成25年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

金融再生法に基づく開示債権について

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況 (単位:百万円、%)

区分	開示残高(A)	保 全 額 (B)		保全率(B)/(A)	引当率(D)/(A-C)		
		担保・保証等による回収見込額(C)	貸倒引当金(D)				
金融再生法上の不良債権	平成24年度	13,005	11,345	8,993	2,351	87.24	58.62
	平成25年度	12,372	10,748	8,831	1,917	86.87	54.14
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成24年度	2,450	2,450	1,635	815	100.00	100.00
	平成25年度	2,334	2,334	1,738	595	100.00	100.00
危険債権	平成24年度	9,014	7,846	6,678	1,167	87.05	50.00
	平成25年度	9,262	8,049	6,836	1,213	86.90	50.00
要管理債権	平成24年度	1,540	1,048	679	368	68.06	42.85
	平成25年度	775	364	256	107	47.02	20.81
正常債権	平成24年度	96,856					
	平成25年度	96,505					
合計	平成24年度	109,861					
	平成25年度	108,878					

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権(以下、破産更生債権等という)です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権等、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。

(注)「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

リスク管理債権について

リスク管理債権の引当・保全状況 (単位:百万円、%)

区分	残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/(A)
破綻先債権	平成24年度	215	204	100.00
	平成25年度	273	205	100.00
延滞債権	平成24年度	11,184	8,070	89.59
	平成25年度	11,150	8,217	89.13
3ヵ月以上延滞債権	平成24年度	36	28	87.19
	平成25年度	-	-	-
貸出条件緩和債権	平成24年度	1,504	650	67.59
	平成25年度	775	256	47.02
合計	平成24年度	12,939	8,954	87.20
	平成25年度	12,198	8,679	86.70

破綻先債権

元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始の申立てがあった債務者
- ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所において取引の停止処分を受けた債務者

延滞債権

未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3ヵ月以上延滞債権

元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

なお、貸出条件緩和債権は、国内経済の低迷下において、キャッシュフローが悪化している取引先の業況に応じて、一部条件を緩和し支援を行っているもので、全てが不良化するものではありません。

(注)1. これらの開示額は、信用保証協会の優良保証によるもののほか、担保処分による回収見込額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。
2. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
3. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
4. 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

自己資本の充実の状況等について

本開示は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の構成に関する事項

当金庫の自己資本は、会員の皆さまからの出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

普通出資	①発行主体:島根中央信用金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:1,654百万円
非累積的永久優先出資	①発行主体:島根中央信用金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:500百万円

(単位:百万円)

(単位:百万円)

項目	平成24年度
(自己資本)	
出資	1,912
うち非累積的永久優先出資	250
優先出資申込証拠金	-
資本準備金	250
その他資本剰余金	-
利益準備金	1,450
特別積立金	3,300
繰越金(当期末残高)	153
その他	-
処分未済持分(△)	17
自己優先出資(△)	-
自己優先出資申込証拠金	-
その他有価証券の評価差損(△)	-
営業権相当額(△)	-
のれん相当額(△)	-
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	-
基本的項目(A)	7,049
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	196
一般貸倒引当金	627
負債性資本調達手段等	-
負債性資本調達手段	-
期限付劣後債務及び期限付優先出資	-
補完的項目不算入額(△)	156
補完的項目(B)	667
自己資本総額[(A)+(B)](C)	7,717
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	840
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	-
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	350
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ1/0ストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	-
控除項目不算入額(△)	840
控除項目計(D)	-
自己資本額[(C)-(D)](E)	7,717

(単位:百万円)

項 目	平成25年度	経過措置による 不参入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,142	
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,154	
うち、利益剰余金の額	5,070	
うち、外部流出予定額(△)	64	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 17	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	290	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	290	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	193	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,626	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	12
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	12
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	7,626	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	69,265	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,903	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	12	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 3,345	
うち、上記以外に該当するものの額	430	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,596	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	75,862	
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.05%	

自己資本の充実度に関する事項

当金庫は、これまで、会員の皆さまからの出資金や利益金の内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分に確保していると評価しております。また、当金庫は国内基準を採用しており、この基準となる4%を超える自己資本比率を有するとともに、適正な貸倒引当金を計上して資産の健全性維持に努めております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

項 目	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	68,437	2,737	69,265	2,770
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	67,498	2,699	71,360	2,854
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	6	0	39	1
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	51	2	18	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	91	3	91	3
我が国の政府関係機関向け	207	8	181	7
地方三公社向け	—	—	98	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,268	410	9,550	382
法人等向け	19,927	797	18,979	759
中小企業等向け及び個人向け	19,272	770	19,312	772
抵当権付住宅ローン	4,448	177	4,380	175
不動産取得等事業向け	4,928	197	4,650	186
3ヵ月以上延滞等	851	34	967	38
取立未済手形	4	0	3	0
信用保証協会等による保証付	805	32	544	21
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	892	35	260	10
出資等のエクスポージャー	—	—	260	10
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	5,740	229	12,280	491
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	5,575	223
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	585	23
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	430	17
上記以外のエクスポージャー	—	—	2,358	94
②証券化エクスポージャー	100	4	—	—
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	100	4	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	442	17
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	△ 3,345	△ 133
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	2	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	0	0
⑧オフ・バランス項目	839	33	806	32
ロ. オペレーショナル・リスク	6,920	276	6,596	263
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	75,358	3,014	75,862	3,034

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクは「当金庫が管理すべき最重要のリスクである」との認識のもと、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定と信用格付制度を導入し、モンテカルロシミュレーションを活用して、信用リスクの計量化を図っております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、「リスク管理委員会」で協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当規程」等に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基準に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
国 内	177,919	178,318	109,588	108,539	22,125	22,579	-	-	1,464	1,813
国 外	5,313	4,748	-	-	5,313	4,748	-	-	-	-
そ の 他	2,763	3,072	616	201	-	-	6	6	-	-
地 域 別 合 計	185,996	186,138	110,205	108,741	27,439	27,327	6	6	1,464	1,813
製 造 業	10,825	9,710	9,532	8,210	1,286	1,500	-	-	301	287
農 業、林 業	131	147	131	147	-	-	-	-	-	-
漁 業	191	174	191	174	-	-	-	-	0	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	164	125	164	125	-	-	-	-	-	-
建 設 業	15,977	15,355	15,977	15,355	-	-	-	-	230	383
電 気・ガ 斯・ 熱供給・水道業	724	1,008	146	208	577	799	-	-	-	-
情 報 通 信 業	373	137	40	24	299	99	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	4,921	4,441	1,844	1,799	3,076	2,641	-	-	-	77
卸 売 業、小 売 業	14,561	13,669	13,455	12,862	1,098	799	-	-	214	331
金 融 業、保 険 業	16,217	16,940	3,758	3,840	11,853	12,494	-	-	-	-
不 動 産 業	13,904	14,219	13,585	13,698	199	199	-	-	66	48
物 品 賃 貸 業	224	258	223	257	-	-	-	-	-	-
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	513	455	513	455	-	-	-	-	0	-
宿 泊 業	1,413	1,339	1,413	1,339	-	-	-	-	42	-
飲 食 業	3,554	3,327	3,553	3,326	-	-	-	-	191	139
生活関連サービス業、 娯 楽 業	2,437	2,879	2,434	2,876	-	-	-	-	-	4
教 育、学 習 支 援 業	669	680	669	680	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	3,989	5,522	3,989	5,522	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	6,093	6,054	6,091	6,052	-	-	-	-	13	7
国・地方公共団体等	18,989	18,726	9,942	9,933	9,046	8,792	-	-	-	-
個 人	21,927	21,648	21,927	21,648	-	-	-	-	402	533
そ の 他	48,189	49,315	616	201	-	-	6	6	-	-
業 種 別 合 計	185,996	186,138	110,205	108,741	27,439	27,327	6	6	1,464	1,813
1 年 以 下	41,364	38,110	19,898	16,737	3,272	3,007	6	6	-	-
1 年 超 3 年 以 下	34,587	36,902	8,938	11,284	5,670	6,615	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	15,611	16,048	10,112	10,611	5,242	5,059	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	16,527	19,038	13,079	13,426	3,438	5,497	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	28,796	27,485	19,762	18,015	5,226	3,169	-	-	-	-
10 年 超	43,363	43,462	37,275	37,983	4,588	3,979	-	-	-	-
期間の定めのないもの	5,745	5,090	1,138	683	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	185,996	186,138	110,205	108,741	27,439	27,327	6	6	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 「業種別」区分の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および各種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には特別目的会社(SPC)発行の債券、投資信託構成物が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っておりますが、外国証券等の保有があることから「地域別」の区分は「国内」、「国外」及び区分が困難な投資信託を「その他」として区分し表示しております。
 6. 信用リスクエクスポージャー期末残高には、現金等を含んでおりますので内訳区分の合計とは一致しません。
 7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については、41ページに記載しております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	24年度	25年度	24年度	25年度	目的使用		その他		24年度	25年度	24年度	25年度
製 造 業	170	257	257	260	56	12	113	245	257	260	16	597
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	608	527	527	468	79	107	528	420	527	468	3	-
電 気・ガ 斯・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	72	73	73	73	-	-	72	73	73	73	-	-
卸 売 業、小 売 業	315	230	230	223	15	23	299	206	230	223	20	63
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	104	132	132	79	-	-	103	132	132	79	1	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	67	68	68	67	-	-	67	68	68	67	-	-
宿 泊 業	42	45	45	48	-	-	42	45	45	48	-	-
飲 食 業	195	214	214	190	14	24	181	189	214	190	8	9
生活関連サービス業、 娯 楽 業	36	38	38	34	4	10	31	27	38	34	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	28	-	-	-	-	-	28	-	-
その他のサービス	75	71	71	73	-	-	75	71	71	73	48	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	531	321	321	261	183	78	347	242	321	261	33	4
そ の 他	10	7	-	-	2	-	-	-	7	8	-	-
合 計	2,229	1,990	1,983	1,809	358	257	1,863	1,724	1,990	1,817	132	675

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

当金庫においては、標準的手法を採用しており、この中でリスク・ウェイトの判定に際し使用する適格格付機関は以下の4つの機関を選択し、この機関の依頼格付を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関を分けて使用することはしておりません。

使用している格付機関：株式会社格付投資情報センター(R&I)

株式会社日本格付研究所(JCR)

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	192	30,775	187	31,171
10%	—	28,082	—	25,457
20%	6,139	41,083	7,563	43,071
35%	—	12,914	—	12,669
50%	7,030	708	6,986	698
75%	—	24,944	—	24,591
100%	2,064	30,200	1,900	30,149
150%	—	369	—	453
250%	—	—	—	172
1,250%	—	—	—	—
オフ・バランス	—	1,490	—	1,065
合 計	185,996		186,138	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 4. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとしております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	1,541	1,353	31,820	29,398	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引に関しては、この取引が市場動向により大きく変動するものであり取引には特段の配慮をしつつ慎重に取組み、当金庫の資産及び負債の金利等変動リスクをヘッジすること及び収益の安定化の確保に貢献することを方針として取組むこととしております。

また、年度ごとに取引運用限度枠を理事会の承認のもと設定し、厳格な管理を行うこととしております。

有価証券関連取引においては、その投資する商品において派生商品取引を行う目的等を把握した上で投資を決定するとともに、投資後もその状況を把握管理することとしております。

なお、当金庫における派生商品取引は特別な運用あるいは調達商品に対するヘッジに限定しており、万一損失が発生することがあってもその影響は軽微であると考えております。

当金庫の平成25年度末における派生商品取引は、有価証券投資における投資信託の構成物のみであるとともに、全て短期の取引であり、長期決済期間取引はございません。

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント エクスポージャー方式	カレント エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	1	0
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン 合計額から担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	1	0

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案した後の与信相当額	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
①派生商品取引合計	6	6	6	6
(i) 外国為替関連取引	6	6	6	6
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	6	6	6	6

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏づけに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものであります。

当該有価証券投資等にかかるリスクの認識については、市場動向、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じ役員への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、「余資運用方針」、「有価証券運用方針」等の内部基準に則るとともに投資対象を信用力を有するものなど厳選して、過度に投資することなく適切な運用並びに管理を行っております。

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	200	-	-	-
(i) カードローン	-	-	-	-
(ii) 住宅ローン	-	-	-	-
(iii) 自動車ローン	-	-	-	-

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	-	-	-	-	-	-	-	-
50%	200	-	-	-	4	-	-	-
100%	-	-	-	-	-	-	-	-
350%	-	-	-	-	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-	-	-	-	-
(i) カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(ii) 住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(iii) 自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	200	-	-	-	4	-	-	-

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。なお、(i)~(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

④証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」のことをいいます。当金庫におけるオペレーショナル・リスクの範囲は、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクとしており、これらのリスクを統括的に把握・管理する体制整備に向けて積極的に取り組んでおります。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法(P45(注)4.参照)を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、「リスク管理委員会」におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法(P45(注)4.参照)を採用しております。

出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、株式関連投資信託、その他投資事業組合等への出資金が該当します。そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて「リスク管理委員会」に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けておりポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「有価証券関係規定」や投資のために定めた内規に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、政策投資株式、その他投資事業組合への出資金に関しても、当金庫が定める「有価証券関係規定」に、基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の保有目的による区分及び会計処理基準」並びに日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適正な処理を行っております。

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	360	360	216	216
非 上 場 株 式 等	689	-	674	-
合 計	1,050	360	890	216

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

項 目	平成24年度	平成25年度
売 却 益	6	111
売 却 損	7	17
償 却	0	0

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

八. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
評価損益	102	6

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

金利リスクに関する事項

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合における銀行勘定の金利リスク量の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより必要に応じ計測を行い、「リスク管理委員会」で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法 : GPS計算方式
- ・計測対象 : 資金運用・資金調達勘定のうち金利感応資産・負債
- ・コア預金
 - 対象 : 流動性預金全般(当座預金、普通預金、貯蓄預金等)
 - 算定方法 : ①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
 - 満期 : 5年以内(平均2.5年)
- ・金利等変動幅 : 99%タイル値または1%タイル値
- ・計測頻度 : 四半期毎(前月末残高により実施)

(単位:百万円)

運用勘定			調達勘定		
区分	金利リスク量		区分	金利リスク量	
	平成24年度	平成25年度		平成24年度	平成25年度
貸出金	430	468	定期性預金	180	21
有価証券等	393	446	要求払預金	75	11
預け金	193	185	その他	12	12
コールローン等	-	-	調達勘定合計	267	44
その他	2	0			
運用勘定合計	1,018	1,099			

銀行勘定の金利リスク	751	1,055
------------	-----	-------

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの、例えば、貸出金、有価証券、預金等において、金利ショックにより発生するリスク量を示します。当金庫では、金利ショックを99パーセントタイル値として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を2.5年の満期としてリスク量を算定しております。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
銀行勘定の金利リスク(1,055百万円)=運用勘定の金利リスク量(1,099百万円)-調達勘定の金利リスク量(44百万円)

開示項目一覧索引

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に基づいて作成していますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項
 - (1)事業の組織 19
 - (2)理事・監事の氏名及び役職名 19
 - (3)事務所の名称及び所在地 23
2. 金庫の主要な事業の内容 24
3. 金庫の主要な事業に関する事項
 - (1)直近の事業年度における事業の概況 4
 - (2)直近の5事業年度における主要な事業の状況 36
 - ①経常収益
 - ②経常利益又は経常損失
 - ③当期純利益又は当期純損失
 - ④出資総額及び出資総口数
 - ⑤純資産額
 - ⑥総資産額
 - ⑦預金積金残高
 - ⑧貸出金残高
 - ⑨有価証券残高
 - ⑩単体自己資本比率
 - ⑪出資に対する配当金
 - ⑫職員数
 - (3)直近の2事業年度における事業の状況
 - ①主要な業務の状況を示す指標
 - ア. 業務粗利益及び業務粗利益率 36
 - イ. 資金運用収支、役員取引等収支、及びその他業務収支 36
 - ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘 36
 - エ. 受取利息及び支払利息の増減 37
 - オ. 総資産経常利益率 37
 - カ. 総資産当期純利益率 37
 - ②預金に関する指標
 - ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高 37
 - イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 37
 - ③貸出金等に関する指標
 - ア. 手形貸付、証書貸付及び当座貸越、割引手形の平均残高 37
 - イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 37
 - ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額 38
 - エ. 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高 38
 - オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 38
 - カ. 預貸率の期末値及び期中平均値 38
4. 有価証券に関する指標
 - ア. 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及び貸付商品債券の区分)の平均残高 39
 - イ. 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券、投資信託並びに貸付有価証券の区分)の残存期間別の残高 39
 - ウ. 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券、投資信託並びに貸付有価証券の区分)の平均残高 39
 - エ. 預証率の期末値及び期中平均値 39
4. 金庫の事業の運営に関する事項
 - (1)リスク管理の体制 8
 - (2)法令遵守の体制 9
 - (3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 14
 - (4)金融ADR制度への対応 11
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況
 - (1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 29~35
 - (2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 42
 - ①破綻先債権に該当する貸出金
 - ②延滞債権に該当する貸出金
 - ③3か月以上延滞債権に該当する貸出金
 - ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金
 - リスク管理債権の保全状況 42
 - 金融再生法基準の開示債権について 42
 - ①金融再生法開示債権額
 - ②金融再生法債権保全状況
 - (3)自己資本(基本的項目にかかる細目を含む。)の充実の状況 43
 - (4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 39-40
 - ①有価証券
 - ②金銭の信託
 - ③規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引)
 - (5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 41
 - (6)貸出金償却の額 41
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 41

信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項についての開示については以下のページに掲載しています。

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要 43
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 45
3. 信用リスクに関する事項 46~48
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 48
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 49
6. 証券化エクスポージャーに関する事項 49
7. オペレーショナル・リスクに関する事項 51
8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 51
9. 金利リスクに関する事項 52

定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項 43~44
2. 自己資本の充実度に関する事項 45
3. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く) 46~48
4. 信用リスク削減手法に関する事項 48
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 49
6. 証券化エクスポージャーに関する事項 50
7. 出資等エクスポージャーに関する事項 51
8. 金利リスクに関する事項 52